基発 0 4 0 6 第 4 号 平成 2 4 年 4 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

# 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

社会復帰促進等事業としての義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給については、平成18年6月1日付け基発第0601001号をもって実施しているところであるが、今般、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第20項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の一部が改正されたことに伴い、同通達別添「義肢等補装具費支給要綱」の一部を改正し、別添のとおり定めたので、下記の事項に留意の上事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

### 1 改正の要点

「義肢等補装具費支給要綱」の「車いす」、「電動車いす」をそれぞれ「車椅子」、「電動車椅子」とし、別表2に定める支給基準の価格及び別表3に定める修理基準の価格等の一部を改めたこと。

### 2 運用上の留意事項

上記1の改正後の価格等については、本年4月1日以降に交付した「義肢等補装 具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用するこ と。

# 義肢等補装具費支給要綱

#### 1 趣旨

業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあっては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等(以下「義肢等補装具」という。)を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第29条第1項の社会復帰促進等事業として義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

#### 2 支給種目

義肢等補装具の購入に要した費用(以下「購入費用」という。)として支給できる種目は、次のとおりである。

なお、①-2の筋電電動義手は、「義肢等補装具支給要綱の改正等について」 (平成20年3月31日付け基発第0331005号)の記の第1の2に示す特別種目として購入費用を支給するものとする。

- ① 義肢
- ① -2 筋電電動義手
- ② 上肢装具及び下肢装具
- ③ 体幹装具
- ④ 座位保持装置
- ⑤ 盲人安全つえ
- 6 義眼
- ⑦ 眼鏡(コンタクトレンズを含む)
- ⑧ 点字器
- ⑨ 補聴器
- ⑩ 人工喉頭
- ① 車椅子
- ⑩ 電動車椅子
- (13) 歩行車
- ④ 収尿器
- ⑤ ストマ用装具
- 16 歩行補助つえ
- ① かつら
- ⑧ 浣腸器付排便剤
- ⑩ 床ずれ防止用敷ふとん
- ② 介助用リフター

- ② フローテーションパッド(車椅子及び電動車椅子用に限る。以下同じ。)
- ② ギャッチベッド
- ② 重度障害者用意思伝達装置

#### 3 支給基準

#### (1)対象者及び範囲

ア 購入費用を支給する対象者及び範囲は、別表1に定めるところによる。

- イ 別表1の「障害(補償)給付を受けると見込まれる者」とは、障害(補償)給付の請求から支給決定まで相当期間を要する場合において、当該請求の時点で義肢等補装具の支給要件を満たすことが明らかである者をいう。
- ウ 次の者は、別表1において「障害(補償)給付を受けた者」とみなして取り扱う。
- (ア) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 35 年法律第 29 号)の規定による改正前の労災保険法の規定による打切補償費を受けた者で傷病が治ゆし、義肢等補装具を必要とする程度の障害を残したもの
- (イ) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 130 号)の規定による改正前の労災保険法の障害補償費等の支給を受けた者
- (ウ) 時効により障害(補償) 給付の支給を受けることができない者
- (エ) 労災保険法に規定する第三者行為による災害について損害賠償を受けたため障害(補償)給付を受けることができない者

### (2)型式及び価格等

購入費用の支給の対象となる型式及び価格等の基準は、別表2に定めるところによる。

(3) 耐用年数が経過する前の購入費用の再支給

ア 事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は、本要綱に定める耐用年数を経過する前に使用不能となった義肢等補装具を有する者から、義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請があった場合、申請者の職業、作業態様、日常の使用状況、障害の状態等を勘案の上、通常の使用状態においてき損し(本人の故意による事故によって生じた場合を除く。)、修理不能となったものと認められるものに限って購入費用を支給できる。

なお、修理不能とは、修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合をいう。

また、修理不能に該当しない義肢等補装具であっても、当該義肢等補 装具の修理に要する費用が、別表2の支給基準に定める価格を超えるも のと認められる場合は、当該義肢等補装具の購入費用を支給して差し支 えないものとする。 イ 「義肢」、「上肢装具及び下肢装具」、「盲人安全つえ」、「義眼」、「車椅子」及び「歩行補助つえ」について、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能又は使用不能となったときは、当該義肢等補装具(以下「旧使用の義肢等補装具」という。)が社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具であるか否かは問わず新たに購入費用を支給する。

なお、旧使用の義肢等補装具が社会復帰促進等事業により購入費用を 支給されたものでない場合には、上記の事由により購入費用を支給した 義肢等補装具が、その後別表2に定める耐用年数を超えたときであって も、新たに社会復帰促進等事業により義肢等補装具の購入費用の支給は 行わない。

### 4 修理基準

- (1)義肢等補装具の修理に要した費用(以下「修理費用」という。)を支給できる種目は、次のとおりである。
  - ① 義肢
  - ①-2 筋電電動義手
  - ② 上肢装具及び下肢装具
  - ③ 体幹装具
  - ④ 座位保持装置
  - ⑤ 盲人安全つえ
  - ⑥ 眼鏡(コンタクトレンズを除く)
  - ⑦ 補聴器
  - ⑧ 人工喉頭
  - ⑨ 車椅子
  - 10 電動車椅子
  - (11) 歩行車
  - ① 収尿器
  - ③ 歩行補助つえ
  - ⑪ 介助用リフター
  - (15) フローテーションパッド
  - (16) 重度障害者用意思伝達装置

### (2) 修理の要件

修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された(1)に 掲げる義肢等補装具が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年に より劣化した場合等に支給する。

ただし、次に掲げる場合は、修理費用を支給しない。

ア 本人の故意による事故によって生じたき損の場合

イ 修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合 (3) 修理の範囲 ア 修理は、別表3に基づき行う。

イ 修理は、修理を要する義肢等補装具の本来の機能を復元するための一 切の修理とし、耐用年数の範囲内において回数に制限を付さない。

#### 5 基準外支給

所轄局長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、別途定めるところにより、2の支給種目の範囲内において、3の支給基準及び4の修理基準並びに8の支給の手続に基づかない購入費用又は修理費用の支給をすることができる。

ただし、本要綱に定める支給基準及び修理基準並び支給の手続では必要最小限の目的すら達せられない場合に限り認められるものである。

# 6 研究用支給

適正な支給の研究を実施するため、必要に応じ研究用支給を行うことができる。

なお、研究用支給の支給基準等については、別途定める。

### 7 海外支給

本要綱に定める「義肢」又は「車椅子」の支給対象者であって、海外に居住しているものについて、所轄局長は、別途定めるところにより、当該者が海外の居住地で購入した「義肢」又は「車椅子」の費用を支給することができる。

### 8 支給の手続

### (1)申請

義肢等補装具の購入又は修理に要する費用の支給を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」 (様式第1号)を所轄局長に提出する。

なお、介助用リフターの購入又は修理に要する費用の支給申請にあって は、申請書に「介護人等の状況報告書」(様式第1号(2))を添付する。

#### (2) 障害の確認

所轄局長は、申請者の障害について、社会復帰促進等事業原票又は労災 行政情報管理システム等(以下「原票等」という。)により確認を行う。

なお、原票等により、確認できない場合は、申請者の居住地の市町村が 設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉 に関する事務所をいう。以下同じ。)等に照会し確認を行う。

# (3) 耐用年数の確認

社会復帰促進等事業により、義肢等補装具の購入費用の支給を受け、その後障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、補装具費の支給を受けた者に係るその後の耐用年数の経過の確認は、次により行う。

- ア 所轄局長は、身体障害者手帳等により耐用年数の確認が容易に可能な場合、当該手帳により必要事項を確認し、申請書記事欄に耐用年数経過確認済の記載を行う。
- イ アにより確認ができなかった場合は、申請者の居住地の市町村が設置 する福祉事務所等に照会し確認を行う。

### (4) 承認等

ア 所轄局長は、申請者が3の支給基準又は4の修理基準の要件を満たす ものであるか否かを判断の上、承認・不承認の決定(以下「承認決定等」 という。)を行い、その旨を「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定 通知書」(様式第2号(1))又は「義肢等補装具購入・修理費用不承認決 定通知書」(様式第2号(2))により通知するものとする。

また、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、行政手続法(平成5年法律第88号)の適用がある。

- このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。
- (ア) 義肢等補装具費支給の承認決定等は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- (イ) 義肢等補装具費支給の承認決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
- (ウ) 承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「義肢等補装具購入・ 修理費用支給承認決定通知書」(様式第2号(1))又は「義肢等補 装具購入・修理費用不承認決定通知書」(様式第2号(2))をもって、 行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消 訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手 続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意する こと。
- (エ) 義肢等補装具費支給の申請を不承認とする場合には、「義肢等補 装具購入・修理費用不承認決定通知書」(様式第2号(2))に当該決 定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知す ること。
- イ 筋電電動義手については、9の筋電電動義手の装着訓練及び適合判定 の結果に基づき、また、10の症状照会が必要な義肢等補装具については、 症状照会の結果に基づき、3の支給基準又は4の修理基準の要件を満た すものか判断する。

また、10の症状照会が必要な義肢等補装具については、申請者に対し、 当該義肢等補装具に係る「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通 知書」を交付する際に、併せて、「症状照会に対する回答書」(様式第 18 号(1)~(4))を添付する。

### (5) 発注

承認を受けた申請者は、速やかに義肢等補装具の製作又は修理等を行う 業者(以下「義肢等補装具業者)という。)に「義肢等補装具購入・修理 費用支給承認決定通知書」を提示し、別表2及び別表3に定める範囲内に おいて、義肢等補装具の購入又は修理に係る発注を行う。

なお、10 の症状照会が必要な義肢等補装具については、「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に「症状照会に対する回答書」(様式第 18 号(1)~(4)) を添付して提示する。

また、当該発注を取りやめた場合は、申請者が所轄局長に対し、その旨を直ちに報告する。

# (6) 引渡し

ア 義肢等補装具業者は、義肢等補装具の引渡しの際、申請者から義肢等 補装具の購入費用又は修理費用の支払を受けて、申請者に領収書を発行 する。

この際、「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」(様式第8号(2)~(4)) (義肢、装具の製作又は修理を行った場合に限る。)、義肢採型指導医が 交付した「証明書」(様式第7号)(11の採型指導を行った場合に限る。) を申請者に渡す。

なお、申請者は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用につき、当該費用の支給に係る承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官から支給される金額の受領を義肢等補装具業者に委任すれば、義肢等補装具業者に費用(13 の(1)の範囲内の金額に限る。)を支払う必要はない。

イ 申請者は、アにおいて義肢等補装具の購入費用又は修理費用につき、 当該費用の支給に係る承認を行った都道府県労働局の労働保険特別会計 の支出官から支給される金額の受領を義肢等補装具業者に委任した場合 は、義肢等補装具業者に必要事項を記載した「義肢等補装具購入・修理 費用請求書」(様式第8号(1))及び「義肢等補装具購入・修理費用支給 承認決定通知書」を渡し、申請者に代わり義肢等補装具業者が、所轄局 長に当該書類等を提出する。

#### (7) 差額自己負担

別表2及び別表3に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるが、申請者が希望するデザイン、素材等を選択することにより13の(1)の範囲の金額を超えることとなる場合は、別表2及び別表3に定める価格との差額を申請者が負担することとして、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象とすることは差し支えない。

また、ギャッチベッドに係る購入費用の支給承認を受けた申請者については、別表1に定める電動式ギャッチベッドの支給基準を満たしていない場合であっても、別表2に定める手動式ギャッチベッドの支給価格との差額を申請者が負担することとして、電動式ギャッチベッドの支給対象とす

ることは差し支えない。

(8) 支給基準等に基づかない製作等

義肢等補装具業者は、申請者の障害の状態等を勘案してやむを得ない事情により、3の支給基準及び4の修理基準に基づかない製作又は修理等を行う必要があると思われる場合、速やかに所轄局長に報告を行う。

9 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定

筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用可能であるか的確に判断する必要がある。

- (1)装着訓練及び適合判定の依頼
  - ア 所轄局長は、筋電電動義手の購入に要する費用の支給申請を受け付けたときは、申請者に対し、「外科後処置申請書」(「外科後処置の実施について」(昭和56年2月6日付け基発第69号)の別添「外科後処置実施要綱」(以下「外科後処置実施要綱」という。)の様式第1号)を提出させ、外科後処置実施要綱の2の対象者として「外科後処置承認決定通知書」(外科後処置実施要綱の様式第3号(1))を交付するとともに、下記(2)の医療機関のうち申請者が希望する医療機関に装着訓練及び適合判定の実施を依頼する。
  - イ 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関は、申請者 に対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の終了後、速やかに、「適 合判定結果について」(様式第 12 号)により装着訓練及び適合判定の結 果について、所轄局長に対し報告する。
  - ウ 申請者が筋電電動義手の装着を希望しないことを申し出た場合又は明らかに3の支給基準を満たさないことが判明した場合は、「装着訓練中止報告書」(様式第13号)により、所轄局長に対し報告する。
  - エ 8 (4) の承認の可否は、イ又はウの報告に基づき実施する。
- (2) 装着訓練及び適合判定を実施する医療機関の届出等
  - ア 筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施する医療機関は、11(3) において指定する義肢採型指導医であって、次の(ア)又は(イ)の要 件に該当する医療機関とし、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県 労働局長に届出を行う。
  - (ア) 労災保険法第29条第1項の社会復帰促進等事業として設置された 病院
  - (イ) 社会復帰促進等事業として外科後処置に係る委託契約を締結している病院又は診療所
  - イ アの実施医療機関に係る届出を行おうとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「筋電電動義手装着訓練及び適合判定実施医療機関に係る届出書」(様式第14号)(以下「届出書」という。)を提出する。

なお、提出後、提出した届出書の内容に変更が生じた場合には、届出書を提出した都道府県労働局長に遅滞なく「筋電電動義手装着訓練及び適合判定実施医療機関に係る変更届出書」(様式第 15 号)(以下「変更届出書」という。)を提出する。

ウ 届出書又は変更届出書の提出があった都道府県労働局長は、速やかに 本省に報告を行う。

### (3)装着訓練の期間

筋電電動義手の装着訓練の期間は、原則として4週間とする。

ただし、装着訓練及び適合判定を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に筋電電動義手の使用が可能であると判断する場合は、装着訓練の期間を、原則として最大4週間延長することができる。

### 10 症状照会

申請者の身体障害の状態の程度及び当該身体障害の状態に応じた義肢等補装具の必要性を判断するため、症状照会を実施する。

(1) 申請者の症状照会は、次に掲げる種目に対して行う。

下記①については、申請の都度、下記①以外は、原則、新規申請の際に 症状照会を行う。

なお、下記③については、薬剤の銘柄又は用量を変更する場合について も症状照会を行う。

- ① 眼鏡(コンタクトレンズに限る)
- ② ストマ用装具
- ③ 浣腸器付排便剤
- ④ 重度障害者用意思伝達装置
- (2) 所轄局長は、(1) に掲げる義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、申請者の診療担当医療機関に対して、申請者の「症状照会書」(様式第16号)により、症状照会を行う。

なお、(1)①又は③(申請者が薬剤の銘柄又は用量の変更を希望する場合のみ)に係る購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、所轄局長は、診療担当医療機関において検査を受けさせるため、予め診療担当医療機関に連絡して検査の日時を決定し、その旨を申請者に「検査診断依頼書」(様式第17号)により連絡すること。

(3) 症状照会を受けた医療機関は、申請者の「症状照会に対する回答書」(様式第18号(1)~(4)) について所轄局長へ提出する。

#### 11 採型指導

- (1) 採型指導は、次に掲げる種目に対して行う。
  - ① 義肢
  - ② 筋電電動義手
  - ③ 上肢装具及び下肢装具

- ④ 体幹装具
- ⑤ 座位保持装置
- ⑥ 車椅子
- ⑦ 電動車椅子
- (2) 採型指導の依頼
  - ア 所轄局長は、(1)の義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請について承認を行ったときは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関の中から都道府県労働局長が指定した医療機関(以下「義肢採型指導医」という。)のうち、申請者が希望する医療機関に対して、「採型指導依頼書」(様式第5号)により採型指導を依頼する。

なお、採型指導の依頼は、修理費用の支給又は購入費用の再支給の場合においても、必要に応じて行う。

イ 採型指導の依頼を受けた義肢採型指導医は、当該義肢等補装具に関する採型を行うとともに、申請者の希望する義肢等補装具業者に対して採型結果に基づいた指導を行う。

なお、車椅子及び電動車椅子の採型指導に当たっては、申請者の障害 に応じて必要な種類、部品及び付属品の選択について指導を行う。

- (3) 義肢採型指導医の指定
  - ア 義肢採型指導医の指定は、医療機関からの申請に基づいて行う。
  - イ 義肢採型指導医の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の 所在地を管轄する都道府県労働局長に「義肢採型指導委託申請書」(様式 第6号)を提出する。
  - ウ イの申請書には、当該医療機関の概要を記した書類、当該医療機関の 全体の平面図及び配置図、義肢採型指導担当医の医師免許証の写し、略 歴及び国立身体障害者リハビリテーションセンター学院の実施する補装 具適合判定医師研修会(以下「研修会」という。)の修了証の写しを添付 する。
  - エ 次の要件を全て満たす医療機関から義肢採型指導医を指定する。
    - (ア) 労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター 又は労災指定医療機関で整形外科診療若しくは主としてリハビリテー ション医療を行う医療機関であること。
    - (イ)「労災診療費算定基準について」(昭和51年1月13日付け基発第72号)の別表1に掲げる医療機関において、整形外科又はリハビリテーション医療について2年以上の専門研究の経験を有し、かつ、その期間も含め5年以上の臨床経験を有するものであって、研修会を修了した医師が、実際に義肢装具の採型指導を行うものであること。
    - (ウ) 本要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること。
  - オ 都道府県労働局長は、採型指導医の指定をするときは、別紙1の契約

書例を参考に当該採型指導医と義肢採型指導に係る委託契約を締結する。

カ 都道府県労働局長は、義肢採型指導医を指定したときは、医療機関名、 所在地、郵便番号、電話番号、最寄駅及び義肢採型指導担当医師名を本 省あて報告する。

また、その報告事項に変更があった場合も同様とする。

- キ 本要綱の実施日以前に義肢採型指導医として指定している医療機関については、本契約を締結しているものとして取り扱う。
- (4) 義肢等補装具の製作等に係る検査

義肢等補装具業者は、義肢等補装具を製作又は修理したときは、当該義 肢等補装具を(2)イの義肢採型指導医に提示して検査を受けるものとし、 当該義肢採型指導医は、検査の結果、当該義肢等補装具が申請者に適合し ていると認めた場合には、その旨の「証明書」(様式第7号)を義肢等補装 具業者に交付する。

### 12 費用の請求

- (1)義肢等補装具の購入費用又は修理費用を請求しようとする者は、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」(様式第8号(1))」及び「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」を所轄局長に提出する。
- (2)(1)を提出する際には、次のものを添付する。
  - ア 「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」(様式第8号(2)~(4))(義肢、 装具に係る購入費用又は修理費用を請求する場合に限る。)
  - イ 義肢採型指導医が交付した「証明書」(様式第7号)(11の採型指導を 行った場合に限る。)
  - ウ 領収書(申請者が義肢等補装具の購入費用又は修理費用を義肢等補装 具業者に支払った場合に限る。)
- (3)義肢採型指導医は、義肢採型指導料を請求しようとするときは、「義肢採型指導料請求書」(様式第9号(1))及び「義肢採型指導料内訳書」(様式第9号(2))を所轄局長に提出する。
- (4)上記9の筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を行った医療機関は、装着訓練及び適合判定に係る費用を請求しようとするときは、外科後処置実施要綱の5(4)の外科後処置に要した費用として、装着訓練及び適合判定を依頼した都道府県労働局の労働保険特別会計の支出官に請求する。
- (5)上記 10 の症状照会に対する回答を行った医療機関は、症状回答料を請求 しようとするときは、「症状回答料請求書」(様式第 19 号)を所轄局長に提 出する。

# 13 費用の額

#### (1) 購入及び修理

ア 義肢等補装具の購入費用又は修理費用の額は、別表2及び別表3に定める価格の100分の103に相当する額の範囲内とする。

ただし、次に掲げる購入費用又は修理費用の額については、別表2及び別表3に定める価格の100分の105に相当する額の範囲内とする。

- (ア) 別表2の(5)の眼鏡(弱視眼鏡に係るものを除く。)の支給
- (イ) 別表2の(5) の歩行補助つえ(松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖を除く。)の支給
- (ウ) 別表2の(5) のかつらの支給
- (エ) 別表2の(5)の浣腸器付排便剤の支給
- (オ) 別表2の(5)の床ずれ防止用敷ふとんの支給
- (カ) 別表 2 の (5) のフローテーションパッドの支給
- (キ) 別表3の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
- (ク) 別表3の(5)の眼鏡の項中枠交換(弱視眼鏡に係るものを除く。)
- (ケ) 別表3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換
- (コ) 別表3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型 ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電池交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換及びイヤホン交換
- (サ) 別表3の(5)の人工喉頭の項中気管カニューレ交換及び充電器交換
- (シ) 別表3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合わせのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器ー夜光反射板)交換、テーブル交換、スポークカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取付用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換
- (ス) 別表3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取付用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(雨よけ)部品交換及びテーブル交換
- (セ) 別表3の(5) の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換
- (ソ)別表3の(5)の収尿器に係る交換

- (タ) 別表3の(5)の介助用リフターに係る交換及び修理
- (チ) 別表3の(5)のフローテーションパッドに係る交換
- (ツ) 別表3の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置(スイッチ)交換、帯電式入力装置(スイッチ)交換、筋電式入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換、圧電素子式入力装置(スイッチ)交換、遠隔制御装置交換、注視点検出ユニット交換、CCDカメラ交換、赤外線照射セット交換及びCCDカメラ用リモコン雲台交換
- イ 別表 2 及び別表 3 に定める義肢等補装具の価格には荷造運搬料(浣腸器付排便剤を除く。)、使用方法の説明及び指導等の要する費用を含むものとする。

なお、所轄局長は、荷造運搬料を別途請求されたときは、義肢等補装 具の製品代が正当と認められる場合に限り、義肢等補装具の製品代と運 搬料の合算額が別表2及び別表3に定める価格を超えない範囲で、これ を義肢等補装具の価格に含めて支給できる。

# (2) 義肢採型指導料

ア 義肢採型指導医が請求できる義肢採型指導料(車椅子及び電動車椅子は除く。)の額は、採型指導に必要な資材費を含み、義肢等補装具を装着する1肢につき、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下同じ)の別表第1医科診療報酬点数表に定める治療装具の採型ギプスの点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、次の場合は、各項に掲げる区分を適用する。

- (ア) 採寸を行った場合 義肢装具採寸法(1肢につき)
- (イ) 手指及び足指切断に係る採型を行った場合

治療装具の採型ギプスの義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1肢につき)

- (ウ) 硬性以外の体幹装具に係る採型を行った場合 治療装具の採型ギプスの義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1肢に つき)
- (エ) 座位保持装置に係る採型を行った場合 治療装具の採型ギプスの体幹硬性装具採型法
- イ 車椅子及び電動車椅子の義肢採型指導料の額は、採型指導に必要な資材費を含み、車椅子又は電動車椅子1台につき、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料(Ⅱ)の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療

費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ウ 義肢採型指導料は、義肢等補装具の採型に伴う診察料、資材費等一切 の費用を含むものとし、初診料等を別途請求することはできない。

# (3) 装着訓練料及び適合判定料

装着訓練及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の6の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ただし、アについては、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号)において定める点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ア 筋電電動義手の装着訓練(装着訓練 20 分あたり1単位とし、1日6 単位までとする。)

運動器リハビリテーション料(I)

イ 筋電電動義手の適合判定

診療情報提供料(Ⅱ)

ウ 練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等(訓練用仮義手1個につき1回限りとする。)

練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1 肢につき)

エ 練習用仮義手のソケット 別表2に定めるところによる

### (4) 症状回答料

症状照会に対する回答に要する費用は、健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料(Ⅱ)の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、検査料に要する費用は、健康保険法の規定による診療報酬の算定 方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める点数に労災保険法の規定によ る療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とす る。

# (5) 端数調整

算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

### 14 費用の支払

# (1) 支給決定

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料に係る請求書が提出されたときは、13の費用の額に定める要件を満たすものであり、かつ、義肢等補装具の購入費用及び修理費用については、別

表2及び別表3に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるかを確認の上、「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)により決裁の事務を行う。

# (2) 支出事務

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料を支出するときは、「支出負担行為即支出決定決議書」により決裁の事務を行う。

(3) 支出負担行為の整理区分

支出負担行為等取扱規則第 14 条の規定による支出負担行為の整理区分は、同規則別表甲号「25 保険金の類」とする。

(4) 支出項目

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料並びに症状回答料は、(項)社会復帰促進等事業費(目)補装具等支給費から支出する。

- (5)(2)の決裁に必要な書類
  - ア 義肢等補装具の購入費用及び修理費用の支出
    - (ア)「義肢等補装具購入・修理費用請求書」(様式第8号(1))
  - (イ)「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)
  - イ 義肢採型指導に要する費用の支出
  - (ア)「義肢採型指導料請求書」(様式第9号(1))
  - (イ)「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)
  - ウ 症状照会に要する費用の支出
  - (ア)「症状回答料請求書」(様式第19号)
  - (イ)「補装具等支給費支出決定書」(様式第3号)

### 15 旅費の支給

#### (1) 対象者

旅費は、次の者に支給する。

- ア 義肢、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車椅子、電動 車椅子又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する者
- イ 義眼の装嵌のため旅行する者
- ウ 筋電電動義手に係る装着訓練及び適合判定のため旅行する者
- エ 眼鏡 (コンタクトレンズに限る。) 又は浣腸器付排便剤の購入費用の支 給に係る検査のため旅行する者

### (2) 範囲

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、日本国内の旅行であって、次のとおりとする。

なお、必要と認められる限り、回数に制限を付さないものとする。

- ア 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とする。
- イ 鉄道賃及び船賃については、普通旅客運賃を支給する。また、普通急

行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものについては急行料金を支給し、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものについては特別急行料金を支給する。

- ウ 車賃は、1キロメートルにつき、37円とする。
- エ 宿泊料は、地理的事情等により宿泊の必要が認められる場合に限り、 1 夜につき 8,700 円の範囲内におけるその実費額(飲酒、遊興費、その 他これらに類する費用を除く。)とする。
- オ 定期券及び回数券等、運賃の割引を受けることができる場合の運賃の 額は、その実費額を支給する。
- カ 旅費の支給について、本要綱の規定により難い事情がある場合には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び同法の運用の方針に準じ、最も経済的と認められる経路及び方法により旅行した場合における旅費を支給する。

#### (3) 手続

旅費の支給を受けようとする者は、「義肢等補装具旅費支給申請書」(様式第10号)を所轄局長に提出する。

所轄局長は、当該申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たしているか否かを判断の上、承認決定等を行い、その旨を「義肢等補装具旅費支給承認·不承認決定通知書」(様式第10号(2))により通知するものとする。

なお、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟 法等の適用に関しては、8の(4)のアと同様に取り扱うこととする。

### (4) 旅費の概算払い

- ア 所轄局長は、旅行前に旅費の支給を希望する労働者について、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、概算払いできる。
- イ 旅費の概算払いを受けた者は、旅行期間経過後、「義肢等補装具旅費精 算申請書」(様式第11号)を所轄局長に提出し、精算を行う。
- ウ 旅費の概算払いを受けた者が、相当期間経過するも旅行せず、又は旅行 しないことが確実となったときは、所轄局長は当該者に支給済の旅費を 返納させる。

# (5)費用の支払

旅費に要する費用は、(項)社会復帰促進等事業費(目)社会復帰促進等 旅費から支出することとし、支給決定及び支出事務を行うに当たっては、 (2)に定める要件を満たすものであるかを確認の上、14の(1)及び(2) に準じて取り扱う。

### 16 申請者等に対する請求内容の事実確認

所轄局長は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給決定を行うに当たり、必要に応じて、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」の記載内容(義

肢等補装具の種目、型式、個数等)と、義肢等補装具業者から申請者に引き渡された義肢等補装具の内容(種目、型式、個数等)が相違していないかを、申請者及び義肢等補装具業者に事実確認する。

# 17 義肢等補装具に係る費用の返還

所轄局長は、偽りその他不正の手段により義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給を受けた者があるときは、当該費用の全部を返還させることができる。

# 18 社会復帰促進等事業原票の記載

所轄局長は、被災労働者ごとに支給状況を明らかにするため社会復帰促進 等事業原票に記載を行う。

#### 19 被災労働者に対する周知

労働基準監督署長は、業務災害又は通勤災害により傷病を被った者(以下「被災労働者」という。)の「障害(補償)給付」、「傷病(補償)年金」の支給決定及び治ゆ等の時期をとらえて、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象者となり得る被災労働者に対し、当該費用の支給に関する資料を交付し説明する等により制度の周知を行う。

#### 20 施行期日

平成24年4月6日付け基発0406第4号による改正後の本要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

	購入費用の支給対象者	購入費用の	
支給種目	(各項目のいずれかに該当する者)	対象範囲	備考
1 義肢	(1) 上肢で大変によって、	1障害部位につき2本を支給対象とする。 原則、作業用の型式のものを4本である。 原則、作業のなかから異なるでする。ないのであります。ないのであります。ないのであります。ないのでありませんでは、1一(2)ののでは、1一(2)ののでは、1のである。ないでは、1年(2)ののでは、筋電電がある。  「は、筋電では、1本とする。 を2本では、筋には、対象を受ける者にできました。 では、筋にに対する。 を3を受ける者にできました。 では、筋には、1本とする。	る断端袋の年間上限額の範囲内で必要な枚数を支給対象とすることから、年間の支給累計額の確認を行うため、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は、断端袋の購入費用の支給都度、社会復帰促進等事業原票の「備考」欄に、支給日及び支給額を記載すること。  (2) 訓練用仮義足については、療養の給付として行われるものであり、社会復帰促進等事業としては購入費用を支給することはできない。
	(4) 既に装着していた義肢で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者  (5) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	き損した義肢1本につき1本を支給対象とする。 耐用年数を超えたもの 1本につき1本を支給対象とする(骨格構造(モジュラー)義肢にあっては、耐用年数を超えた部品1個とする)。	

#### 1 - (2)(1) 両上肢を手関節以上で失ったこと 1人につき1本を支給 (1) 「全廃」には、高度の麻痺が認め 筋電電動義手 により、障害(補償)給付を受けた 対象とする。 られるものを含む。 者又は受けると見込まれる者で、次 (2) 「手先装置の開閉操作に必要な強 の要件を全て満たす者 さの筋電信号を検出できること」と ア 手先装置の開閉操作に必要な強 は、筋電電動義手が筋電信号を制御 さの筋電信号を検出できること 信号として、筋電電動義手の手先装 イ 筋電電動義手を使用するに足る 置の開閉を行うことから、手先装置 判断力を有すること の開閉を行うことのできる程度の筋 ウ 筋電電動義手を使用するに足る 電信号を発生させることができ、か 十分な筋力を有すること つ、筋電信号の分離が可能であるこ エ ソケットの装着が可能である断 とをいう。 端を有すること (3) 「筋電電動義手を使用するに足る オ 肩及び肘の関節の機能に著しい 判断力を有すること」とは、通常の 障害がないこと 弁識能力を有することをいい、担当 (2) 1上肢を手関節以上で失うととも 医師の意見により判断すること。 に、他上肢の用が全廃又はこれに準 (4) 「筋電電動義手を使用するに足る じた状態になったことにより、障害 十分な筋力を有すること」とは、筋 (補償) 給付を受けた者又は受ける 電電動義手が比較的重量のある義手 と見込まれる者で、上記(1)のアから であることから、筋電電動義手を使 用するためには、切断肢に筋電電動 オの要件を全てを満たす者 義手を装着して、当該義手を上下左 右に移動させることが可能である程 度の筋力を有していることをいう。 (5) 「ソケットの装着が可能である断 端を有すること」とは、段端に筋電 電動義手のソケットの適合や筋電信 号の検出及び分離に支障を来たす皮 膚障害 (瘢痕又は皮膚植皮等) がな いことをいう。 (6) 「肩及び肘の関節の機能に著しい 障害がないこと」とは、筋電電動義 手の能力を十分に発揮するために必 要な程度の肩及び肘の関節可動域を 有していることをいい、担当医師の 意見により判断すること。 (7) 所轄局長は、筋電電動義手の購入 費用の支給に当たっては、医師の意 見を尊重すること。 (1) 上肢又は下肢の機能に障害を残す 2 上肢装具 1障害部位につき2本 左欄支給対象者の(2)中の「特に必要 及び下肢 ことにより、障害(補償)給付の支 を支給対象とする。 と認められるもの」とは、下肢装具を 装具 給決定を受けた者又は受けると見込 使用することによって起立程度が可能 となる場合をいう。 (2) 下肢装具について、11の車椅子の 支給対象者の(1)から(3)のいずれか に該当する者又は12の電動車椅子の 支給対象者の(1)から(3)のいずれか に該当する者で、特に必要と認めら れるもの

	(3) 既に装着していた上肢装具又は下 肢装具で、業務上の事由又は通勤に よりき損し、かつ、修理不能となっ たものを有する者	き損した上肢装具又は 下肢装具1本につき1本 を支給対象とする。	
	(4) 社会復帰促進等事業として購入費 用を支給された上肢装具又は下肢装具 であって、別表2に定める耐用年数を 超えたものを有する者	耐用年数を超えたもの 1本につき1本を支給対 象とする。	
3 体幹装具	(1) せき柱に荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された体幹装具であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1個を支給 対象とする。	
4 座位保持装置	(1) 四肢又は体幹に著しい障害を残すことにより、障害等級第1級の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると認められるもの (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された座位保持装置であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給 対象とする。	座位保持装置は、脳血管障害等による四肢麻ひ等の神経系の障害又は両上・下肢の欠損、機能障害のため、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあるものと認められる者購入費用をするものであることから、所轄局長は、その判断に際して、必要に応じ、専門医又は診療担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。
5 盲人安全 つえ	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に使用していた盲人安全つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された盲人安全つえであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1本を支給対象とする。	視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
6 義眼	(1) 1眼又は両眼を失明したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 既に装嵌していた義眼で、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、使用不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用	失明した1眼につき1 個を支給対象とする。	義眼装嵌のために要する診療は、社 会復帰促進等事業の外科後処置として 行うこと。

	を支給された義眼であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者		
7 眼鏡 (コ ンタクトレ ン ズ を 含 む。)	(1) 1眼又は両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第13級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された眼鏡であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1個を支 給対象とする。	(1) 視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。 (2) 所轄局長は、受給者の希望に応じて矯正眼鏡に代えてコンタクトレンズを支給対象とすることができるが、コンタクトレンズの購入費用の支給に当たっては、症状照会に対する回答書(様式第号(1))により、装用が可能であるか確認すること。
8 点字器	(1) 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された点字器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者		視力障害の程度は、矯正視力により測定したものとする。
9 補聴器	(1) 1耳又は両耳に聴力障害を残すことにより、障害等級第11級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された補聴器であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1障害につき1器を支 給対象とする。	両耳の障害の場合であっても、1人 につき1器を支給対象とする。
10 人工喉頭	(1) 言語の機能を廃したことにより、障害 (補償)給付の支給決定を受けた者又 は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給された人工喉頭であって、別表2 に定める耐用年数を超えたものを有す る者	1障害につき1個を支 給対象とする。	
11 車椅子	(1) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの (2) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養(補償)給付を受けている者(概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。)であって、傷病が症状固定した後においても	1人につき1台を支給対象とする。	(1) 車椅子は、両下肢の障害により義足又は下肢装具を使用しても歩行が不可能な者に購入費用を支給するものであることから、その判断に際し、所轄局長は、必要に応じ専門医又は診療担当医等の専門的意見を聴取する等の措置を講じること。 (2) 車椅子は、独力で使用することができない者購入費用を支給しないこと(支給対象者の(6)又は(7)に該当す

- 義足及び下肢装具の使用が不可能で あることが明らかであるもの
- (3) 両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、労災保険法による傷病補償年金又は傷病年金(以下「傷病(補償)年金」という。)の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの
- (4) 既に使用していた車椅子で、業務上 の事由又は通勤によりき損し、かつ、修 理不能となったものを有する者
- (5) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給された車椅子であって、別表2に 定める耐用年数を超えたもの
- (6) 12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(4)のいずれかに該当する者で、特に 必要と認められるもの
- (7) 22のギャッチベッドの支給対象者に該 当する者で、特に必要と認められるもの

る場合を除く。)。

なお、支給対象者の(6)又は(7)に該 当する場合は、手押し型車椅子の購 入費用を支給すること。

- (3) レバー駆動型車椅子は、レバー操作により片手で駆動できる車椅子であることから、片麻ひ被災者等両手で車椅子を操作することが困難な者に購入費用を支給すること。
- (4) 簡易電動型車椅子は、居住地等の 状況から悪路の走行や登坂が多く見 込まれる場合であって、手指の障害、 腕力の低下等から他の型の車椅子を 使用することが困難な者に購入費用を 支給すること。
- (5) 左欄支給対象者の(6)中の「特に必要と認められるもの」とは次の場合をいう。
  - ① 自動車により移動する際、電動車 椅子の積載が不可能な場合
  - ② 居住する家屋内を移動する際、 家屋の構造等により電動車椅子の 使用が不可能な場合
- (6) 左欄支給対象者の(7)中の「特に必要と認められるもの」とは、手押し型車椅子が必要な場合をいう。
- (7) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
- (8) 下記の付属品は、各々の付属品の 支給要件を満たす者に購入費用を支 給すること。
  - ① ステッキホルダー 歩行補助つえを併給されている 者で、ステッキホルダーを必要とす る場合
  - ② 泥よけ

未舗装路の走行を頻繁に行う者で、身体又は服の汚れを防止する ために泥よけを必要とする場合

③ 屋外用キャスター

屋外、不整地、段差の多い場所などで車椅子を使用することが多い者、又は、腰痛等の症状があり車椅子の振動により当該症状が悪化するおそれがある者で、屋外用キャスターに取り替える必要がある場合

④ 転倒防止用装置

頸髄損傷者等で、筋肉の著しい 低下等機能障害により体幹のバラ ンスが悪く後方へ転倒するおそれ

⑤ 滑り止めハンドリム 握力又は筋肉の著しい低下等上 肢に機能障害がある者で、滑り止 めハンドリムに交換しなければ車 椅子の使用が困難である場合 ⑥ キャリパーブレーキ 介助者が手押し型車椅子の使用 に当たって、手押し型車椅子を頻 繁に利用する道路等に登坂が多く 支給対象者の安全を確保するため に必要とする場合 ⑦ フットブレーキ 手押し型車椅子の利用に当たっ て、介助者が手動ブレーキの使用 が困難で支給対象者の安全を確保 するために必要とする場合 ⑧ 酸素ボンベ固定装置 酸素ボンベを常用している呼吸 機能障害者が、手押し型車椅子を 使用するに当たって、酸素ボンベ 固定装置を必要とする場合 ⑨ 人工呼吸器搭載台 常時人工呼吸器を必要とする呼 吸機能障害者が、手押し型車椅子 を使用するに当たって、人工呼吸 器搭載台を必要とする場合 ⑩ 栄養パック取付用ガートル架 経管栄養により食事を摂取して いる者が、手押し型車椅子を使用 するに当たって、栄養パック取付 用ガートル架を必要とする場合 ① 点滴ポール 点滴を必要とする者が、手押し 型車椅子を使用するに当たって、 点滴ポールを必要とする場合 12 電動車椅 1人につき1台を支給 (1) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残 (1) 電動車椅子の支給対象者は、高度 すことにより、障害(補償)給付の支給決 子 対象とする。 の四肢麻ひ等の障害のため、車椅子 定を受けた者又は受けると見込まれる の使用が著しく困難な者であることか 者であって、車椅子の使用が著しく困 ら、所轄局長は、可能な限り実情に即 難であると認められるもの して判断することとし、判断に際して (2) 両下肢及び両上肢の傷病に関し、療 は、専門医又は診療担当医等の専門 的意見を聴取する等の措置を講じるこ 養(補償)給付を受けている者(概ね3か 月以内に退院見込みのない入院療養 の者を除く。)で、傷病が症状固定した (2) 電動車椅子は、重度障害者に購入 後においても車椅子の使用が不可能で 費用を支給するものであるので、使用 上の安全を期するため、利用施設の あることが明らかに認められるもの (3) 両下肢及び両上肢に著しい障害を残 整備状況、操作の習熟の程度、安全 すことにより、傷病(補償)年金の支給決 に使用することができる能力の有

がある場合

- 定を受けた者であって、当該傷病の療 養のために通院している者で、車椅子 の使用が不可能であるもの
- (4) 業務災害又は通勤災害により呼吸器 又は循環器の障害を受けた者であっ て、次のア又はイのいずれかに該当し、 かつ、車椅子の使用が著しく困難であ ると認められるもの
  - ア 呼吸器又は循環器の障害により、傷病(補償)年金第1級の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者
  - イ 呼吸器の障害により、障害(補償)給 付第1級の支給決定を受けた者又は受 けると見込まれる者で、次のいずれかの 要件に該当する者
    - (ア) 動脈血酸素分圧が50Torr以下であること
    - (イ) 動脈血酸素分圧が50Torrを超え 60Torr以下であり、動脈血炭酸ガス分圧が限界値範囲(37Torr以上 43Torr以下)にないこと
    - (ウ) 高度の呼吸困難が認められ、かつ、%1秒量が35以下又は%肺活量が40以下であること
- (5) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給された電動車椅子であって、別 表2に定める耐用年数を超えたものを 有する者

無、介助の確保の状況等を十分考慮 するとともに、在宅重度障害者に購 入費用を支給する場合には、これらの 施設等の整備が必ずしも十分とは言 い難いことから、介助の状況、操作の 習熟の程度、使用環境、重度障害者 の日常生活上における電動車いすの 恒常的な必要性の有無等について、 特に十分な検討及び指導を行うこ と。

- (3) 電動リフト式普通型電動車椅子は、職業上の必要性から電動車いすの座面の高さの調整を必要とする者又は介護人と同居していない者であって当該電動車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等に購入費用を支給すること。
- (4) 下記の付属品は、各々の付属品の 支給要件を満たす者購入費用をする こと。
  - ① ステッキホルダー 歩行補助つえを併給されている 者で、ステッキホルダーを必要と する場合
  - ② 屋外用キャスター

屋外、不整地、段差の多い場所 などで電動車椅子を使用すること が多い者、又は、腰痛等の症状が あり電動車椅子の振動により当該 症状が悪化するおそれがある者 で、屋外用キャスターに取り替え る必要がある場合

- ③ 転倒防止用装置 頸髄損傷者等で、筋肉の著しい 低下等機能障害により体幹のバラ ンスが悪く後方へ転倒するおそれ がある場合
- ④ クライマーセット 頻繁に屋外の段差の多い場所で 電動車椅子を使用することが多い 者で、段差越えが困難である場合
- ⑤ フロントサブホイール 電動車椅子の細かなコントロー ルが困難な高位頸髄損傷者等で、 頻繁に利用する道路等において、 電動車椅子の脱輪等による危険の おそれがある場合
- ⑥ 酸素ボンベ固定装置 酸素ボンベを常用している呼吸 機能障害者が、電動車椅子を使用

			するに当たって、酸素ボンベ固定 装置を必要とする場合 ⑦ 人工呼吸器搭載台 常時人工呼吸器を必要とする呼吸機能障害者が、電動車椅子を使用するに当たって、人工呼吸器搭載台を必要とする場合 ⑧ 栄養パック取付用ガートル架 経管栄養により食事を摂取している者が、電動車椅子を使用するに当たって、栄養パック取付用ガートル架を必要とする場合 ⑨ 点滴ポール 点滴を必要とする者が、電動車椅子を使用するに当たって、ポールを必要とする場合
13 歩行車	(1) 高度の失調又は平衡機能障害を残すことにより、障害等級第3級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行車であって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者	1人につき1台を支給 対象とする。	
14 収尿器	(1) せき髄損傷、外傷性泌尿器障害及び 尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を 伴うこと又は尿路変向を行ったことによ り、障害(補償)給付の支給決定を受け た者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給された収尿器であって、別表2に 定める耐用年数を超えたものを有する 者	対象とする。 ただし、人口膀胱用簡	
15 ストマ用 装具	(1) 大腸又は小腸に人工肛門を造設したことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者	別表2に定める価格の 範囲内で所轄局長が必 要と認めた数を支給対象	(1) 所轄局長は、ストマ用装具について、対象者の傷病の状態(皮膚炎の有無及び便の形状等)及び生活状態に

	(2) 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容の全部若しくは大部分が漏出すること又は腸内容がおおむね1日に100ml以上を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 (3) 大腸又は小腸に皮膚瘻を残し、腸内容が1日に少量を漏出することにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、特に医師がストマ用装具の使用の必要があると認めるもの	とする。	より、製品の種類及び交換間隔等を考慮し、必要と認める数を支給対象とすることができる。 (2) 所轄局長は、ストマ用装具の購入費用の支給の可否、支給する製品の種類及び支給数については、症状照会に対する回答書(様式第号(2))により判断すること。
16 歩行補助 つえ	(1) 下肢の全部又は一部を亡失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足又は下肢装具の使用が可能であるもの (2) 既に使用していた歩行補助つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者 (3) 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された歩行補助つえであって、別表2に定める耐用年数を超えたものを有する者 (4) 11の車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者又は12の電動車椅子の支給対象者の(1)から(3)のいずれかに該当する者で、特に必要と認められるもの	1人につき1本を支給 対象とする。 ただし、両下肢に障害 のある場合には、必要に 応じ2本を支給対象とす る。	と認められるもの」とは、歩行補助つ えを使用することによって起立程度が
17 かつら	(1) 頭部に著しい醜状を残すことにより、 障害(補償)給付の支給決定を受けた 者又は受けると見込まれる者 (2) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給されたかつらをき損した者(故意 にき損した者を除く。)	1人につき1個を支給 対象とする。	
18 浣腸器付排便剤	せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘を残すことにより、障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、医師が浣腸器付排便剤の使用の必要があると認めるもの	1人につき3日に1個の割合で支給対象とする。	(1) 所轄局長は、3日で1個の割合で 算出した60本(6か月分)をまとめて支 給対象とすることができる。 (2) 浣腸器付排便剤については、「使用 薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚 生労働省告示第60号)に収載された 薬剤を支給対象とすること。 (3) 所轄局長は、浣腸器付排便剤の購 入費用の支給の可否、支給する浣腸 器付排便剤の銘柄、用量及び支給個 数については、症状照会に対する回 答書(様式第18号(3))により判断す

			ること。
19 床ずれ防止用敷ふとん		1人につき1枚を支給 対象とする。	「全廃」には、高度の麻痺が認め られるものを含む。
20 介助用リフター	(1) 次のア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウから力までのすべてに該当する者に支給する(新規支給の場合は、力の要件を除くものとする。)。 ア 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるものであって、自宅療養すると見込まれる入院療養者であること イ 障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる入院療養者であること イ 障害(補償)給付を受けた者又は受けると見込まれる人院療養者であること エ 当該療養者の行りにあると認められるもの ウ 車椅子又は義肢の使用が不可能であること エ 当該療養者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がいること オ 当該療養者の家屋の構造が、介助用リフターの円滑な移動に適するものであること カ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された介助用リフターであること カ 社会復帰促進等事業として購入費用を支給された介助用リフターであること		(1) 支給対象者のうち、傷病等級第1 級第1号又は第2号に該当する者と 同程度とは、両上下肢の用の全廃、 両上下肢の亡失、両上肢の一生肢の用の全廃でかつ両下肢の用の全廃でかるを受けているものをいう。 (2) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。 (3) 所轄局長は、「介護人」及び「家屋構造」について、義肢等支給が状況報告書」(様式第1号(2))及の構造等を総合のに勘案し、購入の形態、財子を総合のに勘案し、財子を認適否を決定すること。 (4) 支給対象とする介助用リフターは、移動式(つり上げ装置、ヘッドシート付き)のものをいう。 (5) 所轄局長は、購入費用の支給決定に当たっては、必要に応じ、が護人の状況を 態、介護人の状況であって、状態、介の実効性について、診療担当医から専門的意見を聴取する等の措置を講じること。
21 フローテーションパッド		1人につき1枚を支給対象とする。	フローテーションパッドは、その支 給時において、現に床ずれが発生して いることを要件とするものではなく、 床ずれが発生するおそれがあり、フローテーションパッドの使用が必要であ ると診療担当医が認めた場合に購入費 用の支給を行うこと。

# 22 ギャッチ ベッド

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)に該当する者に支給する。

- (1) 傷病(補償)年金の支給決定を受けた者のうち、傷病等級第1級第1号若しくは第2号に該当するもの又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められるもので、かつ、自宅療養者(義肢等の支給申請の日から3か月以内に退院し自宅で療養すると見込まれる入院療養者を含む。)であるもの
- (2) 障害(補償)給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者のうち、障害等級第1級第3号若しくは第4号に該当するもの又はこれらと同等程度の障害の状態にあると認められる者
- (3) 車椅子(手押し型車椅子を除く。) 又は義肢の使用が不可能である者

# 1人につき1台を支給 対象とする。

- (1) 対象とするギャッチベッドは、原 則として利用者の頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調整できる機能を有 する特殊寝台とする。
- (2) 支給対象者のうち、傷病等級第1級 第1号又は第2号に該当する者と同程度とは、両上下肢の用の全廃、両上下肢の亡失でかつ 両下肢の口の全廃又は両上肢の用の 全廃でかつ両下肢の亡失等の症状で 常時介護を受けているものをいう。
- (3) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
- (4) 電動式ギャッチベッドは、介護人 と同居していない者であって当該ギャッチベッドを使用することにより 自力で起き上がることが可能となる者 等に購入費用を支給すること。

# 23 重度障害 者用意思伝 達装置

- (1) 両上下肢の用を全廃又は両上下肢を 亡失し、かつ、言語の機能を廃したこと により、障害(補償)給付の支給決定を 受けた者又は受けると見込まれる者で、 重度障害者用意思伝達装置によらなけ れば、意思の伝達が困難であると認め られるもの
- (2) 社会復帰促進等事業として購入費用 を支給された重度障害者用意思伝達装 置であって、別表2に定める耐用年数を 超えたものを有する者

1人につき1台を支給対象とする。

(1) 「重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難であると認められるもの」とは、重度障害者用意思伝達装置が、まばたき、息を吹くなどの非常に小さな動作により、「はい、いいえ」等の意思表示を可能とする機器であることから、まばたき等の非常に小さな動作しかできないものをいい、手を挙げる、首を動かすなどの意思表示を伝える動作が可能であるものは含まれない

なお、重度障害者用意思伝達装置 によらなければ、意思の伝達が困難 であるかについては、症状照会に対 する回答書(様式第号(4))に基づ き判断すること。

- (2) 「全廃」には、高度の麻痺が認められるものを含む。
- (3) 支給対象者については、重度障害者用意思伝達装置を使用する者が、意思を決定する能力を明らかに有することが必要であることから、接点式入力装置(スイッチ)、帯電式入力装置(スイッチ)、光電式入力装置(スイッチ)、光電式入力装置(スイッチ)、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)、圧電素子式入力装置(スイッチ)、圧電素子式入力装置(スイッチ)又は画像処理による

		眼球注視点検出式入力装置(スイッ
		チ)のいずれかにより、自己の明確
		な意思を入力することができる者に
		限る。
	(4	) 重度障害者用意思伝達装置の購入
		入費用を支給するに当たっては、自己
		の明確な意思を入力することができる
		者であるか並びに機種及びセンサー
		の選定については、症状照会に対す
		る回答書(様式第18号(4))に基づき判
		断すること。
	(5	) 画像処理による眼球注視点検出式
		入力装置については、当該入力装置
		以外の入力装置の使用が不可能であ
		って、当該入力装置によらなければ意
		思の伝達が不可能である者に購入入
		費用を支給すること。

# 別表2 支給基準

# (1) 義肢 — 殼構造義肢

名 称	型	:	式	使用材料・部品及び工作法	価	格	備	考
上腕義手	装	飾	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	イの採型	型区分に		
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	よるウσ	基本価		
				ること。	格に工及	なびオの		
				ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を	それぞれ	ル使用す		
				良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運	る材料・	部品の		
				動力を有効に伝えなければならないこと。	価格を合	算した		
				肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物	額とする	らこと。		
				を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生				
				じないよう留意すること。				
	作	業	用	ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、				
				作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられ				
				るよう留意し、信頼性を高めること。				
				その他は装飾用と同じ。				
	能	,	ハ	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ				
			ン	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す				
	動		ド	ること。				
		-	型	ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の				
	式		手	良さ、安定性、運動の伝達性を確保するととも				
		1	部	に、トータルコンタクト(全面接触型)を原則と				
		,	付	すること。				
				コントロールケーブル(伝導索)は、可撓性の				
				大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維				
				をハウジング(ケーブル鞘)とともに用い、摩擦				
				によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防				
				ぐこと。				
				肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、				
				その適合はコントロールケーブルのアライメント				
				とともに義手の機能を左右することから適合と取				
				付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に				
				圧迫しないこと。				
				肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低				
				下を来たさず信頼性の高いものであること。				
		フ	手	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いも				
		ッ	部	のであること。				
		ク	付	その他はハンド型手部付と同じ。				
		型						
	筋 電	電 動	力式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ				
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す				

					ること。
肩 義 手	装	飾	ĵ	用	肩継手は、可動で外転式、屈曲-伸展式又は複
					合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部の
					ないよう留意すること。
					ハーネス(胸郭帯)は、義手を肩部によく落ち
					着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱
					に便利な構造とすること。
					その他は上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	Ė	用	肩継手は、必要に応じ固定できること。
					その他は上腕義手作業用と同じ。
	能		ハ	手	肩継手は、装飾用と同じ。
	動		ン	部	コントロールケーブルの取付けにはその位置に
	式		ド	付	留意し、コントロールケーブルに引張力が働くと
	普		型		き肩継手が動かぬようにすること。
	通				外観を良くするため、肩幅の復元に留意するこ
	用				と。
					その他は上腕義手能動式と同じ。
			フ	手	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いも
			ツ	部	のであること。
			ク	付	その他はハンド型手部付と同じ。
			型		
	能		ハ	手	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部ま
	動		ン	部	でソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要
	式		K	付	であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に
	肩		型		留意すること。
	甲				肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運
	鎖				動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用
	骨				い、コントロールケーブルのアライメントに際し
	切				ては、機能の向上に特に留意すること。
	除				その他は能動式普通用と同じ。
	用		フ	手	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いも
			ツ	部	のであること。
			ク	付	その他はハンド型手部付と同じ。
			型		
肘義 手	装	鮹	ĵ	用	上腕義手装飾用と同じ。
	作	業	Ė	用	幹部は、作業種目を考慮したものとすること。
					その他は上腕義手作業用と同じ。
	能	動	J	式	上腕義手能動式と同じ。
	筋 電	電	動	式	上腕筋電電動式と同じ。
前腕義手	装	飾	ĵ	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
					必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す

			ること。
			ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を
			良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう
			注意すること。
			切断面に回旋能力が残っていない場合には、手
			継手部で回旋できることが必要であること。
作	業	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
			ること。
			必要に応じて上腕カフ(締革)にハーネスを付
			けること。
			ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し
			   荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質
			及び工作法を十分吟味すること。
能	長	ハ	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ
	断	ン	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
	端	ド	ること。
動	用	型	ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため
			及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を
	長	フ	払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケット
式	断	ツ	を原則とすること。
	端	ク	・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできる
	用	型	だけ良く伝えるようにソケット先端部の適合
			に留意すること。
	中	ハ	・ 中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠
	断	ン	実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げ
	端	ド	ることのないように留意すること。
	用	型	・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個
			に動く構造、いわゆるスプリットソケット構
	中	フ	造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するた
	断	ツ	め、ソケットは肘頭まで包含する構造とする
	端	ク	こと。
	用	型	コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑
			な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング
	短	ハ	とともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとと
	断	ン	もに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくす
	端	ド	ること。
	用	型	肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コン
			トロールケーブルのアライメントとともに能動義
	短	フ	手の機能を左右することから、適合と取付けには
	断	ツ	特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮
	端	ク	膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う

		用	型	こと。	
	筋電電	<b>直</b> 動	式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
手義手	装	斾	用	前腕義手装飾用と同じ。	
	作	<b></b>	用	前腕義手作業用と同じ。	
	能重	助	式	前腕義手能動式長断端用と同じ。	
	筋電電	<b></b> 動	式	前腕筋電電動式と同じ。	
手部義手	装	斾	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				手袋型とすること。	
	作	<b></b>	用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				手部又は前腕部に固定できるようにすること。	
				手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装	斾	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作	<b></b>	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常用	普	通	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	大腿短断端を含む。
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				ソケットは、装着感を良くするとともに完全に	
				適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、	
				義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場	
				合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りする	
				こと。	
				回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形	
				防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けるこ	
				と。	
				大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に	
				保つための配慮を必要とすること。	
				アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施す	
				こと。	

			運動部分の継手については、防音と減摩に十分	
			留意すること。	
		力	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	
		ナ	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
		デ	ること。	
		イ	ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性	
		ア	を確保すること。	
		ン	歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメント	
		式	は特に精密に決定すること。	
			カップリング(軸位調整装置)を用いて必ず試	
			歩行を行うこと。	
			両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置	
			を取り付けること。	
	作業	<b>第</b> 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。	
			その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常	用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
			ること。	
			ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良	
			くするため、適合に留意し四辺型ソケットとする	
			こと。	
			ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等の	
			いずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフ	
			トインサートを省いてもよいこと。	
			アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理	
			を施すこと。	
	吸着云	式 常 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	差込吸着式を含む。
			必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
			ること。	
			ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適	
			合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支	
			持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、	
			装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結	
			節の位置等を、十分吟味すること。	
			義足の組立てに際しては、試歩行により装着	
			感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析	
			を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメン	
			トの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努める	
			こと。	
			膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置	
			は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、	

	1			使用中の緩み、かじりつきのないものを用いるこ
I			l	٤.
I			l	切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善
I			l	のため、シレジアバンド(懸垂帯)を用いてもよ
1			l	いこと。
1			l	SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用
I			l	する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸
ļ			1	法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用する
ļ			1	こと。
l			ı	切断端の状況の許す限り、トータルコンタクト
l			I	を原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に
l				空気室を設けてもよいこと。
ļ	作	- *	業 用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するととも
ļ			1	に、十分な強度を持たせること。
	<u> </u>			その他は常用と同じ。
膝義足	常		用	
l			I	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
l			I	ること。
l			I	ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感
l			I	を良くするとともに運動性を確保すること。
l			I	ソフトインサートは、必ずしも必要としない
l			I	が、断端末支持には断端末受を入れること。
ļ			1	下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変 形を防止するよう十分留意すること。
ļ			1	形を防止するよう十分留息すること。 膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコ
ļ			1	除桃手が近期式の場合には、除関即の連期をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、
ļ			1	フトロール 9 る 博 垣 又は 表 直 を 必 奏 と 9 る ほ が 、 防 音 、 運動 部 の 減 摩 に 留 意 す る こ と 。
l			I	下記   下記   下記   下記   下記   下記   下記   下記
l			I	なこと。
l	作		業用	
l		•		その他は足部を除き、常用に同じ。
下腿義足	常	用	普通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ
ļ		ļ	(軽便	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す
l		ļ	式を含	ること。
l		ļ	む)	ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、
l		ļ		採型に特に留意すること。
l		ļ		膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時
l		ļ		のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な
ļ		J		影響を与えるので、入念にその位置を決定するこ
l		ļ		と。
I	1	ļ	1	アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理

		を施すこと。	
		大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び	
		安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さ	
		の決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分	
		な配慮が必要であること。	
	Р	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	サイム切断を含む
	Т	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
	В	ること。	
	式	ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良	
		くするため、適合に留意し、カップリングを用い	
		て試歩行を行った上で組み立てること。	
		精密な適合によってソケットのみを用い、ソフ	
		トインサートを省いてもよいこと。その場合、切	
		断端末部はクッション材で支持すること。	
		外装は、強化プラスチック仕上げとするこ	
		と。	
		膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バ	
		ンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との	
		間に伸びのないベルト等をはさむこと。	
		膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないこと	
		を原則とするが、切断端の状況によりやむを得な	
		い場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いて	
		もよいこと。	
		適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行	
		うこと。	
	Р	ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、	
	Т	特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせるこ	
	S	とによって義足を懸垂させること。	
	式	採型後ギプスソケットによって適合をよく吟	
		味、修正すること。	
		その他はPTB式と同じ。	
	K	義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適	
	В	合したくさび又はFAJALの方法によって行わ	
	M	れ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮	
	式	合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。	
		膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変	
		形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット	
		形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度	
		を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留	
		意すること。	
		その他はPTS式と同じ。	

	作	業	用	耐水性及び防蝕性に留意すること。	
				その他は常用普通と同じ。	
果 義 足				アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	ピロゴフ切断を含
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	t.
				ること。	
				義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケッ	
				トを切断端に固定することによって行われるの	
				で、適合に十分留意すること。	
				足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性	
				を利用したものとすること。	
				特にソケットと足部との結合部の強度を保つよ	
				うに留意すること。	
足根中足	鋼	板 入	り	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	
義足				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの	
				適合とソケット構造に特に留意すること。	
				足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と	
				強度をもたせること。	
				足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足	
				底は牛なめし革を張り付けること。	
	足	袋	型	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止	
				し、かつ、耐久性を増加するようにすること。	
				断端から踵までを包み足袋型とすること。	
				締付けは、前後いずれでもよいこと。	
				足部は、牛なめし革を張り付けること。	
足指義足				アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ	
				必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	
				ること。	
				<b>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型に</b>	
(注)				し、足部を包んで装着できるようにすること。	

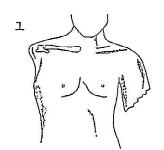
- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するために プラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。

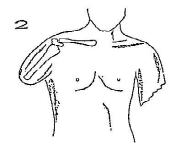
# ア 基本工作法

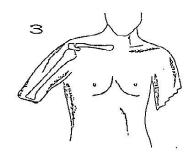
工程	作業の内容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及
	び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
作成	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽
	性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手
	の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及
	びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要
形成及び要素の結合	素の結合
	義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け
	義足:カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸
	垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の
	指導並びに適合の修正
	義足:アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩
	行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手:外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション
	義足:カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適
	合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

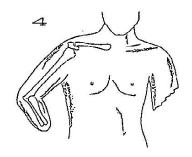
#### イ 採型区分

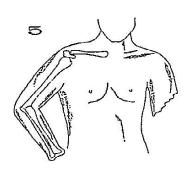
#### A 襞 手

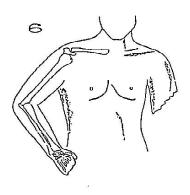




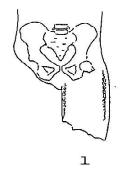


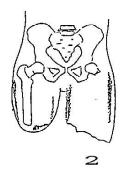


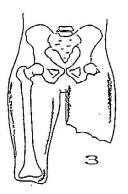


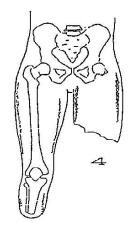


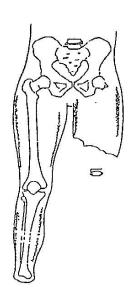
#### B 義 足

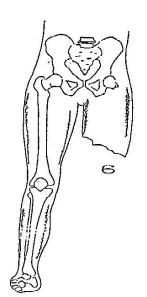














Ü

## ウ 基本価格

名 称	採型区分	型式	価 格円	備	
義 手 用	A-1	装 飾 用	33, 400		
, , , , , , , ,		作業用	33, 400	77 7 74 7 11 14 2 2 15 17 14 10 1	
		能動式	44, 500		
	A - 2	装飾用	35, 600	吸着式は、25,900円増しと	 :すること。
		作業用	35, 600	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- /
		能動式	41, 800		
		筋電電動式	72, 400		
	A – 3	装 飾 用	32, 500		 :すること。
		作業用	32, 500		
		能動式	37, 600		
		筋電電動式	72, 500		
	A – 4	装 飾 用	31, 500	顆上支持式は、12,900円増	りしとすること。
		作業用	31, 500	スプリット式は、19,400円	増しとすること。
		能 動 式	33, 100		
		筋電電動式	71, 400		
	A - 5	装 飾 用	28, 600		
		作業用	28, 600		
		能 動 式	32,600		
		筋電電動式	70, 700		
	A - 6	装 飾 用	11, 000		
		作業用	11, 000		
		能 動 式	16, 500		
	A - 7	装 飾 用	8, 750		
		作業用	12, 800		
義 足 用	B - 1	受 皿 式	86, 300	片側骨盤切断用は、17,600	)円増しとすること。
		カナディアン式	86, 300		
	B - 2	差込式	54, 000		トは、49,500円増しとするこ
		ライナー式	97, 800	٤.	
		吸着式	140, 800	IRCソケットは、54,200	
	B - 3	差込式	52, 300	大腿支柱付きは、23,800円	l増しとすること。
		ライナー式	72, 400		
	D 4	吸着式	115, 400	十脚 古 計	1曲1 ルナファル
	B - 4	差込式	40, 500	大腿支柱付きは、23,800円	1曜しとすること。
		P T B 式 P T S 式	63, 000		
		F I S 式 K B M 式	78, 100 80, 700		
	B - 5	差 込 式	43, 200		
	D - 0	左 迟 式 有 窓 式	43, 200 65, 100		
	B - 6	17 心 八	22, 600		
	B-6 $B-7$		17, 400		
			11, 100		

- 1 顆上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顆上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

## エ 製作要素価格

名 称	採型区分	使用材料	価 格	備	考
41 47 <b>1</b>		X 713 143 144	円	VHI	77
義 手 用	A – 1	アルミニウム、セルロイド	10, 800		
		皮   革	8,800		
		熱硬化性樹脂	19,800		
		熱可塑性樹脂	5, 000		
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	9, 550		
		皮   革	11,600		
		熱硬化性樹脂	13,600		
		熱可塑性樹脂	6, 550		
		熱硬化性樹脂(筋電電動式)	21,000		
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	9, 550		
		皮   革	12,600		
		熱硬化性樹脂	13,600		
		熱可塑性樹脂	4,650		
		熱硬化性樹脂(筋電電動式)	21,000		
	A – 4	アルミニウム、セルロイド	8, 400		
		皮   革	11,500		
		熱硬化性樹脂	13, 300		
		熱可塑性樹脂	4,600		
		熱硬化性樹脂(筋電電動式)	20,800		
	A - 5	アルミニウム、セルロイド	10, 100		
		皮   革	8,700		
		熱硬化性樹脂	12,600		
		熱可塑性樹脂	6,600		
		熱硬化性樹脂(筋電電動式)	20, 800		
	A - 6	セルロイド	8, 250		
		皮   革	8, 450		
		熱硬化性樹脂	10, 200		
		熱可塑性樹脂	6, 400		
	A - 7	皮   革	3, 800		
		熱硬化性樹脂	3,850		
		熱可塑性樹脂	3, 300		
義足用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	21, 400		
		熱硬化性樹脂	34, 800		
		熱可塑性樹脂	14, 700		
	B-2	木 製	47 400	エアクッションソケットに	+ 15 000田4台) し

	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14, 200 18, 600 27, 100 15, 900	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価
B – 3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14, 500 24, 000 40, 100 18, 100	エアクッションソケットは、15,000円増しとすること。 二重式 ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、16,000円増しとすること。
B — 4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 400 16, 900 24, 600 12, 800	エアクッションソケットは、13,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,300円増しとすること。
B — 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 800 17, 200 23, 300 10, 100	エアクッションソケットは、12,500円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、8,800円増しとすること。
B - 6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 700 10, 100 21, 500 9, 950	エアクッションソケットは、11,800円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、5,400円増しとすること。
B - 7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8, 850 19, 600 9, 500	

# (イ) ソフトインサート

Á	Ż	称	採型区分	使 用 材 料	価格 円	備	考
事	轰 手	用	A - 1	皮革	4, 350		
				軟性発泡樹脂	4, 450		
				皮革・軟性発泡樹脂	7, 450		
			A - 2	皮革	3, 850		
				軟性発泡樹脂	4, 300		
				皮革・軟性発泡樹脂	7, 200		

I	I	I	1	j'
	A – 3	皮革	3, 850	
		軟性発泡樹脂	4, 300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200	
	A - 4	皮革	3, 700	
		軟性発泡樹脂	4, 300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 950	
	A - 5	皮革	3, 700	
		軟性発泡樹脂	4, 300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 950	
義足用	B – 1	皮革	6, 400	
		軟性発泡樹脂	4, 900	
		皮革・軟性発泡樹脂	9, 700	
	B - 2	皮革	4, 950	
		軟性発泡樹脂	4, 550	
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 450	
		皮革・フェルト	8, 950	
		シリコーン	40, 400	
	B – 3	皮革	5, 550	
		軟性発泡樹脂	4, 700	
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 900	
		皮革・フェルト	9,850	
		シリコーン	43, 500	
	B-4	皮革	4, 100	
		軟性発泡樹脂	4, 350	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
		皮革・フェルト	7,700	
		シリコーン	34, 800	
	B - 5	皮革	4, 350	
		軟性発泡樹脂	7,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
	B - 6	皮革	2, 750	
		軟性発泡樹脂	3, 150	
		皮革・軟性発泡樹脂	5, 500	
	B - 7	皮革	2, 100	
		軟性発泡樹脂	2, 500	
		皮革・軟性発泡樹脂	4, 250	
(注)				

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

#### (ウ) 支持部

	1	1			
名 称	型式	部 位	使 用 材 料	価 格円	備考
義手用	装 飾 用	肩 部		8, 350	
	能動式	上 腕 部	アルミニウム、セルロイド	7, 450	
	110 39) 20	1DG EID		·	
			熱硬化性樹脂	23, 200	
		前腕部	アルミニウム、セルロイド	9, 500	
			熱硬化性樹脂	19, 000	
	作業用	上腕部		7, 450	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用
					する場合に限ること。
		前腕部		9, 500	前腕義手用に幹部を使用する場合に限
					ること。
	筋 電	上腕部	熱硬化性樹脂	27, 100	
	電動式	前腕部	熱硬化性樹脂	27,000	
義足用	常用	股 部		10, 200	
		大腿部	木 製	30, 300	
			アルミニウム、セルロイド	30, 600	
			熱硬化性樹脂	31,600	
		下腿部	木 製	26, 400	
			アルミニウム、セルロイド	27, 700	
			熱硬化性樹脂	31, 100	
		足 部	軟性発泡樹脂	14, 200	
	作業用	大腿部		58, 300	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用
					する場合に限ること。
		下腿部		27, 700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限
					ること。
				•	

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、 8,650 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な 修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

## (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 品	価 格円	備	考
義	肩義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20, 800		
手		肩たすき一式	10, 400		
用	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20, 600		
ハ		肩たすき一式	10, 500		
1		8字ハーネス一式	9, 500		
ネ	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600		
ス		8字ハーネス一式	7, 700		
		9字ハーネス一式	4, 950		
		たわみ継手 (一組)	2, 350		
		前方支持バンド	2, 350		
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,000		
義	股義足用	懸垂帯一式	14, 800		
足	大腿義足用	シレジアバンド一式	7, 200		
懸		肩吊帯	6, 250		
垂		腰バンド	8,600		
用		横吊帯	1,600		
部		義足用股吊帯	2,050	価格は、1本当たりのも	のであること。
口口	下腿義足用	腰バンド	8,600		
		横吊帯	2, 200		
		大腿もも締め一式	11, 100		
		PTB膝カフ一式	8, 550		

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準ずること。

## (才) 外 装

名		称	从	装部	夶	使用材料等	価 格皿	備考
				₹ PP			门	/m
義	手	用	肩		部	皮    革	5, 450	
						プラスチック	15, 000	
						塗 装	1, 950	
			上	腕	部	皮革	5, 550	
						プラスチック	14, 500	
						塗 装	1,700	
			前	腕	部	皮革	5, 450	
						プラスチック	11, 400	
						塗 装	1, 800	
義	足	用	股		部	皮革	9, 900	
						プラスチック	16, 500	
						塗 装	3, 200	
			大	腿	部	皮革	8, 150	
						プラスチック	14, 700	
						塗 装	2, 850	
			下	腿	部	皮 革	7, 400	
						プラスチック	12, 800	
						塗 装	2, 550	
			足		部	表革	5, 000	
						裏革	3, 450	
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3, 300	
						リアルソックス		リアルソックスは、完成用部品を加えることができるこ
							_,	٤.
L								_ 0

## 才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

## カ 耐用年数

## (ア) 義肢本体

区	分	,	Ż	Ŧ	——— 尔		型		式	耐用年数 年	備	考
									10			
義	手	上	腕	義	手	装	飾	用		4		皮損及び故障に際して
						作	業	用		3	は、原則として修理	又は調整を行うこと。
						能	動	式		3		
		肩	ŧ	妄	手	装	飾	用		4		
						作	業	用		3		
						能	動	式		3		
		肘	拿	虔	手					3		
		前	腕	義	手					3		
		手	<b></b>	<b>É</b>	手					3		
		手	部	義	手	装	飾	用		1		
						作	業	用		2		
		手	指	義	手	装	飾	用		1		
						作	業	用		2		
義	足	股	拿	妄	足					4		
		大	腿	義	足	常		用		3		
						吸	着	式		5		
						作	業	用		3		
		膝	拿	妄	足	常		用		3		
						作	業	用		2		
		下	腿	義	足					2		
		果	Ì	妄	足					2		
		足	根 中	足義	意足	鋼板	えり			2		
						足袋				1		
		足	指	義	足					1		

## (イ) 完成用部品

材料 · 部品名	耐用年数年	備
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより
リストメタル	3	修理又は調整を行うこと。
手 部	1	
手 袋	1	
足部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

## 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料は含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

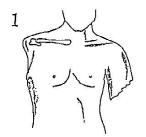
## (2) 義肢 一 骨格構造義肢

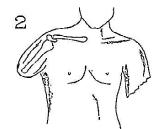
名 称	型式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ	イの採型区分に	
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	よるウの基本価	
		ること。	格に工及び才の	
		外形カバーは、容易に着脱できるように製作す	それぞれ使用す	
		ること。	る材料・部品の	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。	価格を合算した	
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。	額とすること。	
股 義 足	カナディア	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		片側骨盤切除用を含むも
	ン式	必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		のであること。
		ること。		
		外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し		
		て、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の		
		選択を行い、容易に着脱できるように製作するこ		
	<del></del>	٤,		1
大腿義足	差込式	股義足と同じ。		キップシャフト (短断端 切断用) を含むものであ
				ること。
	吸 着 式	股義足と同じ。		吸着式には、差込吸着式
				を含むものであること。
膝義足	常用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ		
		必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す		
		ること。		
		外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮し		
		て、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱でき		
		るように製作すること。		
下腿義足	PTB式	膝義足と同じ。		
	PTS式	膝義足と同じ。		
	KBM式	膝義足と同じ。		
	長断端用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むもので
				あること。ただし、この 場合外形カバーは加算で
				きないこと。

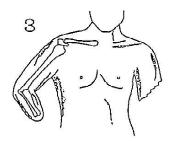
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。

## ア 基本工作法

工	程	作業の内容
(ア)	断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及
		び特徴の把握
(イ)	採寸及び投影図の	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
	作成	
(ウ)	採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽
		性モデルの修正
(エ)	適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手
		の中心位置の設定
(オ)	陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)	ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及
		びソケットトリミング
(キ)	支持部材の外形の	義手:パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要
	形成及び要素の結合	素の結合
		義足:股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク)	組立て	義手:継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け
		義足:カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸
		垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ)	仮合わせ	義手:ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の
		指導並びに適合の修正
		義足:アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩
		行の基本動作の指導
(3)	外装及び仕上げ	義手:フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆
		義足:カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適
		合及び機能の最終点検
(サ)	適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導





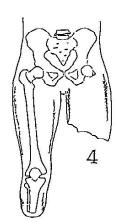


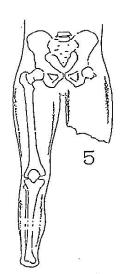
足











#### ウ 基本価格

名 称	採型区分	型式	価格円	備    考
義手用	A – 1	装 飾 用	33, 400	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	35, 600	吸着式は、25,900円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	31, 600	顆上支持式は、12,900円増しとすること。
				スプリット式は、19,400円増しとすること。
義足用	B - 1	カナディアンゴ	86, 300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとすること。
	B - 2	差込式	54, 000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円増しとすること。
		ライナー式	97, 800	IRCソケットは、54,200円増しとすること。
		吸着式	140, 800	
	B-3	差込式	52, 300	
		ライナー式	72, 400	
		吸着式	115, 400	
	B-4	差込式	40, 500	大腿支柱付きは、23,800円増しとすること。
		РТВ式	63, 000	
		PTS式	78, 100	
		KBM式	80, 700	
	B - 5	差 込 式	43, 200	
		有 窓 式	65, 100	

- 1 顆上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、44,200円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顆上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

## エ 製作要素価格

## (ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価	格 円	備	考
義 手 用	A – 1	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	k	10, 800 8, 800 19, 800 5, 000		
	A – 2	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	F	9, 550 11, 600 13, 600 6, 550		
	A – 3	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	F	8, 400 11, 500 13, 300 4, 600		
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイ 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	F	21, 400 34, 800 14, 700		
	B - 2	木製アルミニウム、セルロイ皮革敷硬化性樹脂熱可塑性樹脂	F	-	すること。 二重式ソケットは、 価格を加算すること 主たる積層材にカー	ットは、15,000円増しと 内ソケットの使用材料の ができること。 ボンストッキネットを用 合は、16,200円増しとす
	B – 3	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	F	24, 000 40, 100	すること。 二重式ソケットは、 価格を加算すること 主たる積層材にカー	ットは、15,000円増しと 内ソケットの使用材料の ができること。 ボンストッキネットを用 合は、16,000円増しとす
	B-4	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	K	16, 900 24, 600	すること。 二重式ソケットは、 価格を加算すること 主たる積層材にカー	ットは、13,600円増しと 内ソケットの使用材料の ができること。 ボンストッキネットを用 合は、 6,300円増しとす
	B - 5	アルミニウム、セルロイ 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	K	23, 300	すること。 主たる積層材にカー	ットは、12,500円増しと ボンストッキネットを用 合は、 8,800円増しとす

## (イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格品	備	
			<u> </u>	'VH	
義 手 用	A - 1	皮革	4, 350		
		軟性発泡樹脂	4, 450		
	A – 2	皮革·軟性発泡樹脂 皮 革	7, 450 3, 850		
	A Z	軟性発泡樹脂	4, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 200		
	A - 3	皮革	3, 700		
		軟性発泡樹脂	4, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 950		
義足用	B - 1	皮革	6, 400		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 900		
		皮革・軟性発泡樹脂	9, 700		
	B - 2	皮    革	4, 950		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 550		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 450		
		皮革・フェルト	8, 950		
		シリコーン	40, 400		
	B - 3	皮    革	5, 550		
		軟性発泡樹脂	4, 700		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 900		
		皮革・フェルト	9, 850		
		シリコーン	43, 500		
	B - 4	皮    革	4, 100		
		軟性発泡樹脂	4, 350		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 650		
		皮革・フェルト	7, 700		
	D -	シリコーン	35, 000		
	B – 5	皮革	4, 350		
		軟性発泡樹脂	6, 950		
(注)		皮革・軟性発泡樹脂	7, 550		

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

#### (ウ) 支持部

名称	価 格円	備	考
肩 義 手 用	13, 400		
上腕義手用	10, 700		
前 腕 義 手 用	10,600		
股 義 足 用	16, 100		
大 腿 義 足 用	16, 000		
下 腿 義 足 用	10,600		

#### (注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,600円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

#### (エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 品	価 格円	備	考
義	肩義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20,800		·
手	月 技 丁 川	肩たすき一式	10, 400		
用	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	20, 600		
ハ		肩たすき一式	10, 400		
		8字ハーネス一式	9, 500		
ネ	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	17,600		
ス		8字ハーネス一式	7,650		
		9字ハーネス一式	4, 950		
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,000		
義	股義足用	懸垂帯一式	14, 800		
足	大腿義足用	シレジアバンド一式	7, 150		
懸		肩吊带	6, 200		
垂		腰バンド	8, 550		
用		横吊帯	1,600		
部		義足用股吊帯	2,050	価格は、1本当たりのも	のであること。
品	下腿義足用	腰バンド	8,600		
		横吊帯	2, 200		
		大腿もも締め一式	11, 100		
		PTB膝カフ一式	8, 550		
(20.1	•				

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準ずること。

#### (オ) 外装

名	东	備	考
肩 義 手 用	10, 60		
上腕義手用	8, 40		
前 腕 義 手 用	7, 50		
股 義 足 用	26, 70		
大 腿 義 足 用	21, 40		
膝 義 足 用	19, 10		
下 腿 義 足 用	16, 80		

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。

#### 才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

## カ 耐用年数

材料 · 部品名	耐用年数 年	備
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えによ
継 手 類	3	り修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足   部	1. 5	
フォームカバー (義手用)	1. 5	
フォームカバー (義足用)	0.5	
その他小部品 (消耗品)	1	

## 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものである こと。

# (3) 装 具

区分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備   考
下肢装具	股 装 具	骨盤から大腿下部に及ぶもの	アの基本工作	イの採型区分	
		A 金属枠	法により、エ	によるウの基	
		骨盤部が金属枠で作られているも	及び才により	本価格にエ及	
		の。S型支柱のものも含まれるこ	それぞれ必要	びオのそれぞ	
		と。	な材料・部品	れ使用する材	
		B硬性	を選択し、組	料・部品の価	
		骨盤及び大腿部が陽性モデルによ	み合わせて製	格を合算した	
		ってモールドされたもの。補強用の	作すること。	額とするこ	
		支柱付きのものを基本とすること。		と。	
		1 不燃性セルロイド			
		2 皮 革			
		3 プラスチック			
		C 軟性			
		布を主材料としたもの			
	長下肢装具	大腿上部より足底に及ぶもの			
		A 両側支柱			
		下肢の長軸に沿って内外の両側に			
		金属の支柱をもち、大腿部と下腿部			
		においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ			
		以上の金属の半月をもつもの			
		1 高力アルミニウム合金			
		2 鋼			
		B 片側支柱			
		下肢の長軸に沿って内外のどちら			
		か一方に金属の支柱をもつもの			
		1 高力アルミニウム合金			
		2 鍋			
		C 硬 性			
		陽性モデルを用いてモールドされ			
		たもの。内外の両側に金属の支柱と			
		両支柱を結ぶ金属の半月で補強され			
		ているものを基本とすること。			
		1 不燃性セルロイド			
		2 皮 革			
		3 プラスチック			
	膝 装 具	大腿から下腿に及ぶもの			
		A 両側支柱			
		内外側に金属支柱をもち、両支柱			
I	I		I	l l	

を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿 部でそれぞれ一つ以上もつもの

B 硬性

陽性モデルを用いてモールドされ たもの。金属支柱付きのもの及び平 ばねの入ったものも含まれること。

- 1 不燃性セルロイド
- 2 皮 革
- 3 プラスチック
- C スウェーデン式
- D 軟 性布を主材料としたもの

#### 短下肢装具

下肢上部より足底に及ぶもの

A 両側支柱

下腿の長軸に沿って内外の両側に 金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一 つ以上の金属の半月をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- B 片側支柱

下肢の長軸に沿って内外のどちら か一方に金属の支柱をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- C S型支柱

下腿の周囲をらせん状に走る金属 の支柱をもつもの

- 1 高力アルミニウム合金
- 2 鋼
- D 鋼線支柱

下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。

E 板ばね

下腿の後方に長軸に沿って走る金 属又はプラスチックのばねをもつも の。ばねの上端は、金属又はプラス チックの半月につながるものとする こと。 顆上部型プラスチック短下肢装具(NYU型)及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具(支柱付き)に含まれること。

1	[	F 硬 性	
		陽性モデルを用いてモールドされ	
		たもの(材料は不燃性セルロイド、	
		プラスチック、皮革等)	
		1 支柱付き	
		金属の支柱と半月によって補強	
		されたもの	
		2 支柱なし	
		金属支柱のないもの	
		G 軟 性	
		ゴムひもを用いて足関節を背屈位	
		に保つもの	
	ツイスター	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又	
		   は鋼製ケーブルによって結び、下肢の	
		内外旋を制御するもの	
		A 軟 性	
		布ひも又はゴムひもを用いたもの	
		B 鋼製ケーブル	
		鋼製ケーブルを用いたもの	
	足底装具	足部に対する装具であって、靴型装	踵骨棘用装具は、補
		具以外のもの	高に含まれること。
		A アーチサポート (ふまず支え)	スピッツイ及びトム
		足の縦アーチを支えるもので、中	ゼンライン(ふまず
		足支えを含むものを基本とするこ	支え) は、A-2に
		と。	含まれること。
		1 陽性モデルを用いてモールドさ	ランゲ(ふまず支
		れたもの	え) は、A-2に含
		2 採寸によって製作されたもの	まれること。
		B メタタルザルサポート (中足支	
		え)足の中足アーチを支えるもの	
		C 補 高	
		1 2 c m未満	
		2 2 c m以上	
		D 内側及び外側楔	
靴型装具		医師の処方のもとに治療に用いられ	靴型装具の要素
		る靴であつて、ふまず鋼の入っている	(・整形靴(陽性モ
		ものを基本とすること。	デルから作成し
		皮革又は布を主材料としたもの	た特別製の木型
		A 長 靴	を用いるもの)
		下腿の上部に及ぶもの	・矯正靴(内・外
		B 半長靴 (編上靴)	反足の矯正用)

		側革が果部より高いもの
		C チャッカ靴
		側革が果部に及ぶもの
		D 短 靴
		側革が果部より低いもの
体幹装具	頸椎装具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本と
		すること。
		A 金属枠
		   B 硬 性(スポンジラバーを含
		む。)
		   陽性モデルを用いてモールドされ
		たもの
		1 不燃性セルロイド
		2 皮 革
		3 プラスチック
		C カラー
		1 あご受けのあるもの
		2 あご受けのないもの
	胸椎装具	骨盤から胸背部に及ぶもの
		A 金属枠
		B 硬 性(頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
	腰椎装具	骨盤から腰部に及ぶもの
		A 金属枠
		B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
	仙腸装具	骨盤を含むもの
		A 金属枠
		B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)
		C 軟 性
		布を主材料にし、板ばねで補強し
		たもの
		D 骨盤帯
		骨盤を帯状に一周するもの
		1 芯のあるもの
		2 芯のないもの
		<del> </del>

高さ調整は、カラー の場合には適用しな いこと。

ナイトブレイスは、 金属枠腰椎装具に含 まれること。

ウイリアムブレイ ス、前屈ブレイス は、金属枠腰椎装具 ・腰部継手付に含ま れること。

オスグッドブレイ ス、コールドウェイ トブレスは、金属枠 仙腸装具に含まれる こと。

:肢装具 肩 装 具	肩関節を外転位に保持するもので、	
	骨盤から前腕に及ぶものを基本とする	
	こと。	
	A 金属枠	
	体幹の部分が金属枠のもの	
	B 硬 性	
	陽性モデルを用いてモールドされ	
	たもの。金属支柱により補強された	
	ものも含まれること。	
	1 不燃性セルロイド	
	2 皮 革	
	3 プラスチック	
肘 装 具	上腕から前腕に及ぶもの	
	A 両側支柱	
	両側に金属支柱をもち、金属の半	
	月をもつもの	
	B 硬 性	
	陽性モデルを用いてモールドされ	
	たもの。金属支柱により補強された	
	ものも含まれること。	
	1 不燃性セルロイド	
	2 皮 革	
	3 プラスチック	
	C 軟性	
手背屈装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節	
	を背屈位に保持するもの	
	A バネル型	
	前腕部と手部を板ばねによって結	
	ぶもの	
	B トーマス型	
	ゴムによって手関節を背屈位に、	
	母指を外転位に保つもの	
	C オッペンハイマー型	
	鋼線を主材料として、手関節背	
	屈、MP伸展、母指外転位をとらせ	
	るもの	
	D 硬 性	
	1 不燃性セルロイド	
	2 皮 革	
	3 プラスチック	
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節	

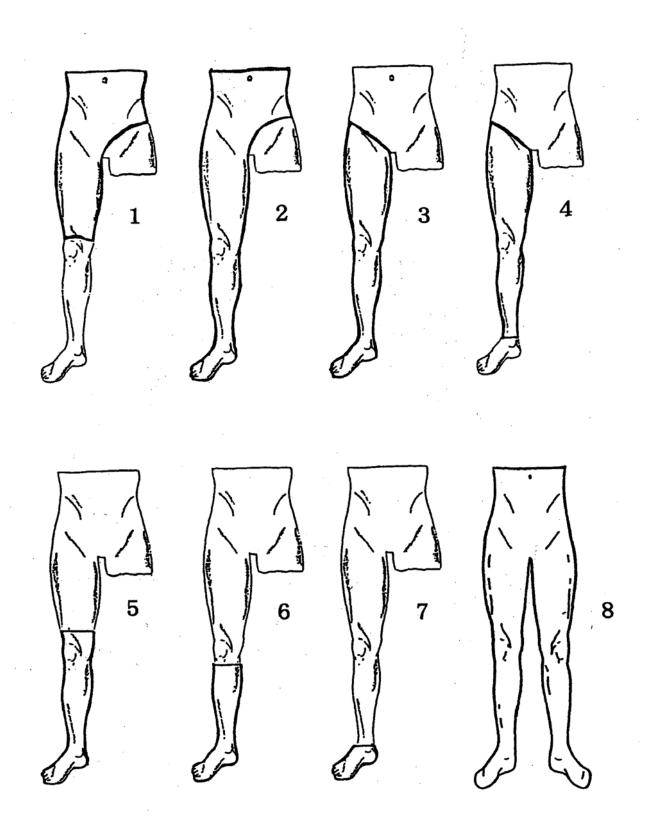
	を背屈位に保持し、母指を対立位に保
	つもの。高力アルミニウム合金等にフ
	エルトの内張りした構造を基本とする
	こと。
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アル
	   ミニウム合金等にフェルトの内張りし
	   た構造を基本とすること。
把 持 装 具	前腕から手部に及ぶもので、母指と
	示中指間におけるつまみを可能にする
	もの。通常は高力アルミニウム合金等
	にフェルトの内張りしたものを基本と
	するが、プラスチックを主材料とした
	ものも含まれること。
	A 手関節駆動式
	手関節の運動によってつまみを可
	能にするもの
	B ハーネス駆動式
	ハーネスを力源とするもの
M P 屈曲装具	
(ナックルベ	
ンダー) 及び	
MP伸展装具	
(逆ナックル	
ベンダー)	B プラスチック
	B   プラハテック   C   軟   性
指装具(指用	PIP及びDIP関節を伸展位又は
11表兵 (11用) ナックルベン	屈曲位、あるいは内外反位に保持する
ダー及び指用	<b>もの</b>
逆ナックルベ	
ンダー)	<u> </u>
B . F . O	前腕を平衡をとった状態で支え、ボ
(食事動作補	ールベアリングを利用してわずかな力
助器)	で運動を可能にしたもの

## ア 基本工作法

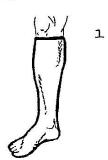
	工程	作	業	D	内	容
(ア)	患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、	関節の運動機能(	屈伸、内転	、外転等)	の状況並びに肢位の
		観察及び特長の把握				
(イ)	採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、	製作に必要な寸法	長及び角度の	測定並びに	こ記録並びに投影図の
		作成				
(ウ)	採型	ギプス包帯法による	陰性モデルの採型	ñ		
(工)	陽性モデルの製作	陰性モデルへのギブ	プスの注型、陽性モ	デルの修正	、表面の仁	上上げ及び乾燥
( ) )	6H 1		/			
(オ)	組立て	陽性モデルにデザイ		. ,		
		フレーム:曲げ加	1工、組立て及び調	<b>門整</b>		
		モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整				
		筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及				
		び各部の結合				
(カ)	仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部	3覆い、足底板、ネ	ベックリング	、パッド、	ベルト等の調整、試
		し使用及び仕上げ				
(キ)	仕上げ	筋金、締め革、足部		ベックリング	、パッド、	ベルト等の付属品の
		取付け及び仕上げ				
(ク)	適合検査	装具の適合の最終検	査並びに装着及び	が使用による	機能の最終	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# イ 採型区分

# A 下肢装具

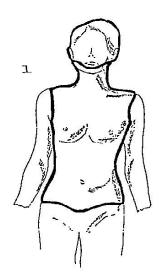


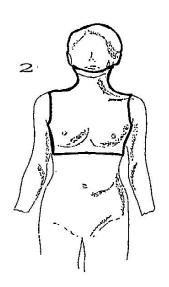
## B 靴型装具

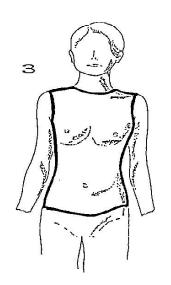


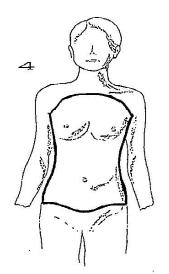


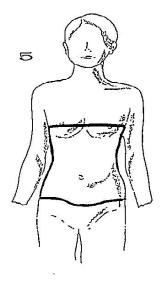
#### C体幹装具



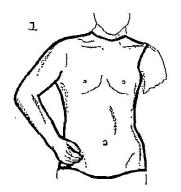


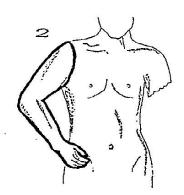


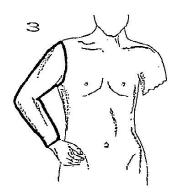


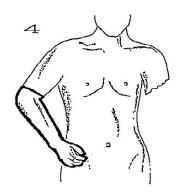


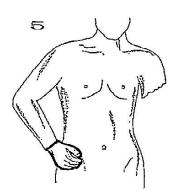
## D 上肢装具

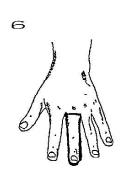












#### ウ 基本価格

b The	校 型 口 八	価	 格 円	/#*:	÷z.
名 称	採型区分	採型	採寸	備	考
下肢装具用	A - 1	24, 700	7, 700		
	A - 2	31, 400	8, 400		
	A - 3	21, 400	7,800		
	A - 4	18, 100	7, 350		
	A - 5	16, 600	7, 100		
	A - 6	15, 100	7,000		
	A - 7	11,000	6,000		
	A – 8	47, 600	14, 100		
靴型装具用	В — 1	15, 100	7,000		
	В — 2	11, 000	6,000		
体幹装具用	C - 1	29, 000	8,050		
	C - 2	22, 700	7, 450		
	C - 3				
	(金属枠、硬性)	22, 100	7,000		
	(軟性)	7,000	7,000		
	C - 4				
	(金属枠、硬性)	19,000	6,850		
	(軟性)	6, 900	6, 850		
	C - 5				
	(金属枠、硬性)	16, 700	6, 650		
	(軟性、骨盤帯)	6, 650	6, 650		
上肢装具用	D - 1	30, 200	8, 200		
	D - 2	16, 500	7, 100		
	D - 3	15, 000	6, 900		
	D - 4	13, 400	6, 700		
	D - 5	10, 800	6, 100		
	D - 6	8, 100	4, 350		

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高用足部 (脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。) を使用する場合は、32,200円 増しとすること。
- 3 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

#### 工 製作要素価格

#### (ア) 下肢装具

#### a 継 手

名 称	種類	価格 円	備	考
股 継 手	固定	5, 950		
	遊動	7, 050		
膝 継 手	固定	5, 800		
(片 側)	遊動	6, 300		
	プラスチック継手	13, 200		
足継手	固定	4, 850		
(片 側)	遊動	5, 750		
	プラスチック継手	9, 900		

## (注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手(継手部分として独立した形状を有するものに限る。)の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

## b 支持部

名 称	種類類	価格 円	備考
大腿支持部	A 半 月	4, 300	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7, 400	
	2 大腿コルセット	14, 700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	23, 800	
	2 熱可塑性樹脂	10,000	
下腿支持部	A 半 月	4, 150	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6, 350	
	2 下腿コルセット	11, 400	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	22, 200	
	2 熱可塑性樹脂	8, 450	
足部	A あぶみ	2, 350	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。

B 足 部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
1 皮革等		
大	12, 900	
小	6, 700	
2 モールド (熱硬化性樹脂)	13, 200	
3 モールド (熱可塑性樹脂)	7, 350	
C 標準靴	800	標準靴は、完成用部品を加えることができること。

#### (注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、19,600円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、13,600円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,150円増しとすること。

## c その他の加算要素

名称	種類	価 格円	備    考
膝サポーター	軟 性(支柱付き)	15, 000	
	軟 性(支柱なし)	6, 900	
キャリパー		17, 500	
ツイスター	軟性	5, 000	
	鋼製ケーブル	3, 100	
膝当て		4, 150	
T・Yストラップ		4, 750	
スタビライザー		16, 100	
ターンバックル		5, 400	
ダイヤルロック		7, 850	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		4, 250	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		45, 200	
足底裏革 (すべり止め用)		1, 750	
高さ調整		3, 450	
内張り	大腿部	1, 950	
	下腿部	1, 550	
	足部	1, 150	

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

- 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。

#### (イ) 靴型装具

a 製作要素

#### (a) 患足

名	称	種 類	価格 円	備	考
短	靴	整形靴	39,000		
		特殊靴	48, 400		
チャッ	,力靴	整形靴	40, 300		
		特殊靴	50, 300		
半 長	靴	整形靴	41, 500		
		特殊靴	52, 200		
長	靴	整形靴	44, 100		
		特殊靴	57, 600		

#### (注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができること。

#### (b) 健 足

名	称	価 格円	備	考
短	靴	24, 000		
チャッ	力靴	24, 900		
半長	: 靴	25, 800		
長	靴	27, 600		
(注)				

- 1 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。
- 2 オの完成用部品を加えることができないこと。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

# b 付属品等の加算要素

月型の延長     3,950       スチールパネ入り     4,950     足底より近位へ延長する場合に限ること。       トウボックス補強     2,500       超板の挿入     2,500       と響パンド     2,050       マジックパンド (裏付き)     1,450     3 個を超える場合の超える分1 側当たりとすること。       報の補高     3,350     補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。       ヒールの補正     トルクヒール     5,450       ヴェッジ・ヒールカットオフ・ヒールカットオフ・ヒールトーマス・ヒールカットオフ・ヒールトーマス・ヒールカンレア・ヒールトーマス・ヒールカンレア・ヒールトーマス・ヒールカンレア・ヒールトーマス・ドールカンレア・ピールカンレア・ピールカンレア・ピールカンレア・ピールカンレア・ピールカンマンデンバー・バートマス・バーメイトー・半月バーメタタルザル・バーハウザー・バーカウザー・バーカウザー・バーカウザー・バーカウザー・バーカンサー・バー     3,350	名	称	種類	価	格円	備	考
トウボックス補強       2,450         超板の挿入       2,500         足背バンド       2,050         マジックバンド (裏付き)       1,450       3 個を超える場合の超える分1 個当たりとすること。         補高       敷き革式       7,100       補高が2 c mを超える場合は、超える部分につき2 c m単位で1,550円を加算すること。         レールの補正       トルクヒール       5,450         ウェッジ・ヒール       カットオフ・ヒール       カットオフ・ヒール         カットオフ・ヒール       サッチ・ヒール         サッチ・ヒール       サッチ・ヒール         カットオフ・ヒール       カットオフ・ヒール         カット・ロール       サッチ・ヒール         カット・マス・ヒール       カット・マス・ヒール         万レア・ヒール       株350         外側ソール・ウェッジ       チンパー・パー         トーマス・バー       3,350         トーマス・バー       3,350	月型の延長						
鉛板の挿入	スチールバネ入	ŋ			4, 950	足底より近位へ延長す	る場合に限ること。
足背バンド     2,050       マジックバンド (実付き)     1,450     3 個を超える場合の超える分1 個当たりとすること。       補高     敷き革式     7,100     補高が2 c mを超える場合は、超える部分につき2 c m単位で 1,550円を加算すること。       靴の補高     3,350     補高が2 c mを超える場合は、超える部分につき2 c m単位で1,000円を加算すること。       レールの補正     トルクヒール     5,450       ウェッジ・ヒール キール・ヒール サッチ・ヒール サッチ・ヒール ヴトーマス・ヒール 逆トーマス・ヒール 逆トーマス・ヒール 潜設状ヒール 内側ソール・ウェッジ デンバー・パー カットオー・ヴェッジ デンバー・パー トーマス・バー     4,350	トウボックス補	強			2, 450		
マジックバンド (裏付き)	鉛板の挿入				2, 500		
Test	足背バンド				2,050		
き2 c m単位で 1,550円を加算すること。   靴の補高	マジックバンド	(裏付き)			1, 450		える分1個当たりとする
と一ルの補正       トルクヒール       5,450         ウェッジ・ヒール カットオフ・ヒール キール・ヒール サッチ・ヒール ブレア・ヒール 逆トーマス・ヒール ブレア・ヒール 階段状ヒール       4,350         及底の補正       内側ソール・ウェッジ デンバー・バー トーマス・バー       3,350	補高		敷き革式		7, 100		
ウェッジ・ヒール       3,350         カットオフ・ヒール       キール・ヒール         サッチ・ヒール       サッチ・ヒール         ドーマス・ヒール       ブレア・ヒール         アルア・ヒール       階段状ヒール         上底の補正       内側ソール・ウェッジ         チ側ソール・ウェッジ       3,350         デンバー・パー       3,350         トーマス・パー			靴の補高		3, 350		
カットオフ・ヒール         キール・ヒール         サッチ・ヒール         トーマス・ヒール         ブレア・ヒール         階段状ヒール         及底の補正         内側ソール・ウェッジ         チ側ソール・ウェッジ         デンバー・バー         トーマス・バー	ヒールの補正		トルクヒール		5, 450		
キール・ヒール         サッチ・ヒール         トーマス・ヒール         ブレア・ヒール         階段状ヒール         足底の補正         内側ソール・ウェッジ         ボンバー・バー         トーマス・バー			ウェッジ・ヒール		3, 350		
サッチ・ヒール         トーマス・ヒール         逆トーマス・ヒール         プレア・ヒール         階段状ヒール         上の補正         内側ソール・ウェッジ         チ側ソール・ウェッジ         デンバー・バー         トーマス・バー			カットオフ・ヒール				
トーマス・ヒール 逆トーマス・ヒール フレア・ヒール 階段状ヒール  上底の補正  内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ デンバー・バー トーマス・バー			キール・ヒール				
逆トーマス・ヒール         フレア・ヒール         階段状ヒール         足底の補正       内側ソール・ウェッジ         4,350         外側ソール・ウェッジ         デンバー・バー         トーマス・バー			サッチ・ヒール				
フレア・ヒール       階段状ヒール       及底の補正     内側ソール・ウェッジ       外側ソール・ウェッジ       デンバー・バー       トーマス・バー			トーマス・ヒール				
階段状ヒール     内側ソール・ウェッジ     4,350       外側ソール・ウェッジ     デンバー・バー     3,350       トーマス・バー     コーマス・バー			逆トーマス・ヒール				
足底の補正     内側ソール・ウェッジ     4,350       外側ソール・ウェッジ     デンバー・バー     3,350       トーマス・バー     1			フレア・ヒール				
外側ソール・ウェッジ デンバー・バー 3,350 トーマス・バー			階段状ヒール				
デンバー・バー 3,350 トーマス・バー	足底の補正		内側ソール・ウェッジ		4, 350		
トーマス・バー							
トーマス・バー メイトー・半月バー メタタルザル・バー ハウザー・バー					3, 350		
メイトー・半月バー メタタルザル・バー ハウザー・バー			トーマス・バー				
メタタルザル・バー ハウザー・バー			メイトー・半月バー				
ハウザー・バー			メタタルザル・バー				
			ハウザー・バー				

ロッカー・バー		
蝶型踏み返し		

# (ウ) 体幹装具

# a 支持部

名 称	種類類	価 格円	備	考
頸椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、	17,700円増しと
	1 支柱付き	37, 400	すること。	
	2 支柱なし	28, 800		
	B フレーム	27, 900		
	C カラー			
	1 あご受けあり	13, 400		
	2 あご受けなし	10, 900		
胸椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、	14,400円増しと
	1 支柱付き	37, 600	すること。	
	2 支柱なし	27, 300		
	B フレーム	39, 300		
	C 軟 性	23, 000		
腰椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、	10,800円増しと
	1 支柱付き	25, 200	すること。	
	2 支柱なし	18, 600		
	B フレーム	31,800		
	C 軟 性	17, 900		
仙腸支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、	9,350円増しと
	1 支柱付き	20, 300	すること。	
	2 支柱なし	14, 900		
	B フレーム	27, 800		
	C 軟性	16, 100		
	D 骨盤帯			
	1 芯のあるもの	15, 500		
	2 芯のないもの	10, 200		

#### b その他の加算要素

名	称	種	類	価	格円	備	考
体幹装具	具付属品	高さ調整			3, 450		
		ターンバックル式			5, 400		
		腰部継手			5, 900		
		バタフライ			9, 200		
		肩バンド			2,900		
		会陰ひも			2, 150		
		腹圧強化バンド			2,900		
内 張	€ り	頸椎支持部			3, 150		
		胸椎支持部			3,800		
		腰椎支持部			3, 500		
		仙腸支持部			2, 100		

# (注)

- 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。
- 2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

### (エ) 上肢装具

# a 継 手

a 和	<u>本</u>					
名 称	種	類	価	格円	備	考
肩 継 手	A 固 定 (片側)			5, 750		
	B 遊 動 (片側)			9,000		
	C 肩回旋装置			20, 100		
肘 継 手	A 固 定			4, 100		
(片 側)	B 遊 動			4, 200		
	C プラスチック継手			10,700		
手 継 手	A 固 定			3, 400		
(片 側)	B 遊 動			6,700		
	C プラスチック継手			9,500		
	D 鋼線支柱			6, 450		
MP継手	A 固 定			4, 150		
	B 遊 動			4,650		
IP継手	A 固 定					
	1 金属(アルミニウム	۸)		2, 550		
	2 モールド(熱可塑性	上樹脂)		2,050		
	B 遊 動			3, 500		
	C 鋼線支柱			1,800		
(注)						

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

#### b 支持部

名	称	種	類	価	格円	備	考
胸 郭 ラ	支 持 部	A モールド (素	热可塑性樹脂)		13, 700		
(半	身)	B フレーム			9, 250		
骨盤っ	支 持 部	A モールド (素	热可塑性樹脂)		15, 100		
(半	身)	B フレーム			15,000		
上腕	支 持 部	A 半 月			3,850		
		B 皮革等					
		1 カフバント	· ·		5, 400		
		2 上腕コルセ	<b>アット</b>		8,800		
		C モールド (素	快可塑性樹脂)		8, 350	モールドのサンドイッチ とすること。	構造は、6,700円増し
前腕	支 持 部	A 半 月			4,000		
		B 皮革等					
		1 カフバント	· ·		5, 500		
		2 前腕コルセ	<b>アット</b>		7,050		
		C モールド (素	快可塑性樹脂)		8,000	モールドのサンドイッチ とすること。	構造は、6,900円増し
手部背侧	則パッド	A モールド			2, 400		
		B フレーム			2, 250		
手掌ノ	ペッド	A モールド			3, 700		
		B フレーム			4, 300		
(3+)							

#### (注)

半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

# c その他の加算要素

名	称	種類	価	格円	備	考
基節骨パット	3	モールドフレーム		2,600 3,800	価格は、背側若しくは掌側又は	その両方を1単位とすること。
中・末節骨バ	ペッド	モールドフレーム		2, 200 1, 750	価格は、背側若しくは掌側又は	その両方を1単位とすること。
対立バー				5, 050		
Cバー				3, 900		
アウトリガー	-			2,500		

伸展・屈曲補助バネ		2,500	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3, 300	
ターンバックル		5, 400	
ダイヤルロック		7,850	
内張り	上腕部 前腕部 手 部	1, 150 1, 000 900	

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

### 才 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

# カ 耐用年数

# (ア) 装具本体

区分	名 称	型  式	耐用年数年	備    考
下肢装具	股 装 具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原
		硬性	3	則として修理又は調整を行うこと。
		軟性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	両側支柱	3	
		硬性	3	
		スウェーデン式	2	
		軟性	2	
	短下肢装具	両 側 支 柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬 性(支柱あり)	3	
		硬 性(支柱なし)	1. 5	
		軟性	2	
	ツイスター	軟性	2	
		鋼索	3	
	足底装具		1. 5	
靴型装具	※五 +#・ 壮: 目	△ R +h.	1. 5	
体幹装具	頸椎装具	金 属 枠 硬 性	2	
		カラー	2	
	胸椎装具	金属枠	3	
	M 任 衣 六	硬性	2	
		軟性	1. 5	
	腰椎装具	金属枠	3	
		硬性	2	
		軟性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金属枠	3	
		硬性	2	
		軟性	1. 5	
		<del>1</del> 7/   <b>1</b>	1. 0	

		骨盤帯	2	
上肢装具	肩 装 具		3	
	肘 装 具	両側支柱	3	
		硬性	3	
		軟性	2	
	手背屈装具		3	
	長対立装具		3	
	短対立装具		3	
	把 持 装 具		3	
	MP屈曲装具		3	
	MP伸展装具		3	
	指装具		3	
	B. F. O.		3	

### (イ) 完成用部品

杠	す料・部品名	耐用年数年	備	
継	手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより	修理又
手	部	1. 5	は調整を行うこと。	
足	部	1		
その作	也の小部品 (消耗品)	1		

# 備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

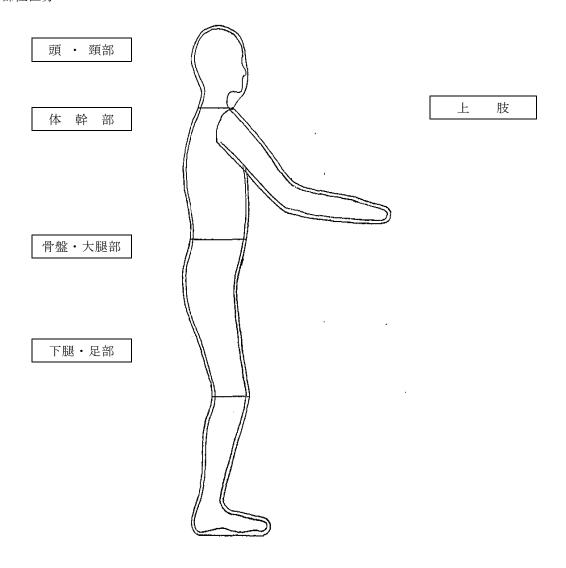
# (4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価	格	耐用年数年	備	考
座	座位保持装置として製作されるものについては、機能障	イの身体	部位区分	3	耐用年	三数以
位	害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有	に従いウに	より算定		内の破損	員及び
保	する装置を含むものであること。	した基本価	格に、エ		故障に際	景して
持	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な要	及び才のそ	れぞれ使		は、原貝	りとし
装	素・部品を組み合わせて製作すること。	用する要素	• 部品の		て修理ス	スは調
置	姿勢保持能力の状況に適合させること。	価格を合算	した価格		整を行う	
	過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。	とすること	0		と。	
	トータルコンタクト(全面接触型)を原則とすること。					

# ア 基本工作法

/ 基本工匠位	
工程	作業の内容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握
	並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修
	正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

# イ 身体部位区分



# ウ 基本価格

身 体 部 位	価	 格 円	備	考
夕 体 前 仏	採寸	採型	7月	5
頭 • 頸 部	2, 550	4, 500		
上 肢 (片側)	1, 250	3, 200		
体 幹 部	11,000	21,000		
骨盤・大腿部	11,000	21,000		
下腿・足部(片側)	1, 500			

(注)

身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

#### 工 製作要素価格

#### (ア) 支持部

部 位	名称	価格 円	備考
頭部	頭部支え	7, 150	
上肢	上肢支え(片側)	2,750	
	前腕・手部支え(片側)	3,050	
体幹部	モールド型	39, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
骨盤・大腿部	モールド型	39, 900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
下腿部	下腿支え(片側)	2, 200	
足部	足台 (片側)	2, 200	

#### (注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき5,000円加算できること。

#### (イ) 支持部の連結

名称	種類	価格 円	備	考
固定	頸部	2, 700		
	腰部(片側) 膝部(片側) 足部(片側)	1, 950		
遊動	腰部 (片側)膝部 (片側)足部 (片側)	2, 900		
角度調整用部品	機械式	8, 150		
	ガス圧式	9, 300		
	電動式	64, 500		

#### (注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 2の(1)又は(3)の各才に掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の 基準に準ずること。

#### (ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格	備	考
木材・金属	25, 200		

#### (注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,550円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、2の(5)に定める車椅子(普通型又は手押し型)及び電動車椅子の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

#### (エ) 付属品

名 称	種類	価 格円	備	考
カットアウトテーブル		11, 300	表面クッション張りは	3,500円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3, 500		
	肘パッド (片側)	2, 150		
	縦型グリップ(片側) 横型グリップ(片側)	2, 550		
体幹保持部品	胸パッド	3, 800		
	胸受けロール	5, 300		
下肢保持部品	内転防止パッド	3, 700		
	外転防止パッド(片側)	2, 100		
	膝パッド (片側) 下腿保持パッド (片側)	3, 200		
	足部保持パッド(片側)	2, 450		
ベルト部品	肩ベルト (片側)	1,900		
	腕ベルト(片側) 手首ベルト(片側)	1,600		
	胸ベルト	3, 300		

	骨盤ベルト		
	股ベルト	3, 450	
	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)	1,750	
支持部カバー	頭部	2, 250	脱着式は2,600円加算できること。
	上肢(片側)	1, 250	
	体幹部 モールド型	7,850	
	骨盤・ モールド型 大腿部	7,850	
	下腿部 (片側)	1, 250	
	足 部 (片側)	1, 250	
内張り	アームレスト (片側)	1, 350	
	テーブル	3, 500	
体圧分散補助素材	頭部	3, 450	
	上肢 (片側)	1,700	
	体幹部	7, 850	
	骨盤・大腿部	7, 850	
	下腿部 (片側) 足部 (片側)	1,700	
キャスター		1, 400	多機能キャスターは850円加算できること。
その他	介助用グリップ(片側)	2, 550	
	ストッパー	3, 850	
	高さ調整用台座	15, 500	
(注)			

- 1 各種類1個(本)当たりの額とすること。
- 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

#### (才) 調節機構

名 称	種類	価格 円	備	考
高	頭部支持部 体幹支持部	2, 550		
き調	骨盤・大腿支持部			
節	足部支持部 (片側) アームレスト (片側)	1,600		
前	頭部支持部	2,600		
後調	骨盤・大腿支持部			
節	足部支持部 (片側)	1,600		
角度調節	頭部支持部	3,000		
調節	テーブル	6, 550		
脱	体幹パッド (片側)	2,000		
着	骨盤パッド (片側)			
機	膝パッド (片側) アームレスト (片側)			
構	内転防止パッド	5, 650		
開閉機構	アームレスト (片側) 足部支持部 (片側)	2,000		
(24)				

#### (注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

#### 才 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別表2-2に定めるところによること。

#### 備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

# (5) その他

種目	名 称	基本構造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備  考	
	普 通 用	主体一グラスファイバー 石突一耐摩耗性合成樹脂 または高力アルミ ニウム合金 外装一白色または黄色の 塗装もしくは加工 形状一直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3, 550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は	
		主体―木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		1,200円増しと すること。 (3)フラッシュラ イト付とした場 合は1,650円増	
盲人		主体―軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2, 200	5	しとすること。 2 ベル付とした 場合は1,650円	
安全つえ	携帯用	主体―グラスファイバー 石突及び外装 ―普通用と同じ。 形状―折たたみ式もしく はスライド式	上と同じ。	4, 400	2	増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート 樹脂被覆付とした場合は 1,450円増しとするこ	と。 3 主体木材でポ リカーボネート 樹脂被覆付とし た場合は 1,450 円増しとするこ
		主体―木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		と。 4 ゴムグリップ 付とした場合は 660円増しとす ること。	
		主体―軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3, 550	4	<i>∞</i>	
	身体支持併用	主体一軽金属 石突―ゴム又は普通用と 同じ。 外装―普通用と同じ。	上と同じ。	3, 800	4		

		形状一直式又は打み式若しくはスプ					
	普通義眼	主材料―プラスラ または2 既製品			17, 000	2	
義  眼	特殊義眼	主材料―上と同じ 特殊加工を施し7			60, 000		
	コンタクト 義 眼	主材料―プラスラ	チック		60,000		
	矯正眼鏡	レンズープ 6	D未満		17, 600	4	価格はレンズ2枚
		又はガラス 6 1 1	D以上 0 D未満		20, 200		1組のものとし、 枠を含むものであること。
			0 D以上 0 D未満		24, 000		乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200
眼鏡		2 (	0 D以上		24, 000		円増しとすること。
	コンタクトレンズ	主材料―プラス?	チック		15, 400		価格はレンズ1枚 のものであるこ と。
	弱視眼鏡	掛けめがね式			36, 700		高倍率(3倍率以 上)の主鏡を必要 とする場合は、 21,800円増しとす る。
		焦点調整式			17, 900		
	標準型	A 32マス18行、 真鍮板製 B 32マス18行、 プラスチック	、両面書	点筆	A 10, 400 B 6, 600	7	価格は点筆を含む ものであること。
点字器	携帯用	A 32マス4行、 アルミニウ		点筆	A 7, 200	5	

		B 32マス12行、片面書		В 1,650	
		プラスチック製			
	高度難聴用ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が	電池 イヤモールド	34, 200	5 価格は電池、骨導 レシーバー又はヘ ッドバンドを含む ものであること。
	高度難聴用 耳かけ型	140デシベル未満のも の。 90デシベル最大出力音圧 のピーク値が 125デシベ ル以上に及ぶ場合は出力 制限装置を付けること。		43, 900	身体の障害の状況 により、イヤモー ルドを必要とする 場合は、修理基準 の表に掲げる交換
	重度難聴用ポケット型	90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が 140デシベル以上のも の。その他は高度難聴用 ポケット型及び高度難聴 用耳かけ型に準ずる。	電池 イヤモールド	55, 800	の額の範囲内で必要な額を加算すること。  ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとする
補 聴 器	重度難聴用耳かけ型			67, 300	こと。 平面レンズを必要 とする場合は、修
THE PROPERTY OF	耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及 び高度難聴用耳かけ型に 準ずる。ただし、オーダ ーメイドの出力制限装置 は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000	理基準の表に掲げ る交換の額の範囲 内で必要な額を、 また、矯正用レン ズ又は遮光矯正用
	耳 あ な 型 (オーダー メイド)	-	電池	137, 000	レンズを必要とす る場合は、眼鏡の 修理基準の表に掲 げる交換の額の範 囲内で必要な額を
	骨導式ポケ ット型	IEC Pub118-9 (1985) による90デシベル最大 フォースレベルの表示値 が 110デシベル以上のも の。		70, 100	加算すること。  重度難聴用耳かけ 型でFM型受信 機、オーディオシ ュー、FM型用ワ
	骨導式眼鏡 型		電池平面レンズ	120, 000	イヤレスマイクを 必要とする場合

						は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
人工喉頭	笛 式	呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの。	気管カニューレ	5, 000	4	気管カニューレ付 とした場合は、3, 100円増しとする こと。
八上"快坞	電 動 式	顎下部等にあてた電動板 を駆動させ経皮的に音源 を口腔内に導き構音化す るもの。	電池 充電器	70, 100	5	価格は、電池又は 充電器を含むもの であること。
	普 通 型	原則として折りたたみ式 で大車輪が後方にあるも の。 JIS T 9201-1998 又 は、JIS T 9201-2006に よる。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100, 000	6	価格は、オーダー メイドによる製品 及びモジュラー方 式による製品(モ ジュールを組み立 てることにより製 作でき、完成後の
		バックサポートの角度を 変えることができるも の。その他は普通型と同 じ。	上と同じ。	120, 000		微調整機能を有するもの。) に適用するものとし、レディメイドによる
	ティルト式普通型	座席とバックサポートが 一定の角度を維持した状態で角度を変えることが できるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148, 000		製品については、 価格欄の額の75% の範囲内の額とす ること。 床ずれのある者、
	リクライニ ング・ティ ルト式普通 型	バックサポートの角度を 変えることができ、座席 とバックサポートが一定 の角度を維持した状態で 角度を変えることができ るもの。その他は普通型 と同じ。	上と同じ。	173, 000		床ずれの発生の危険性のある者等がクッションを選集の表に掲げるまない。 理基準の表に掲げるの範囲内でいるの範囲がある。 ただし、フロ

	手動リフト 式 普 通 型	座席の高さを変えること ができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232, 000	ーテーションパッ ド (車椅子用) の 支給を受けた者 (ただし、耐用年
	前 方大車輪型	原則として折りたたみ式 で前方に大車輪のあるも の。	上と同じ。	100, 000	数が超えている者 は除く。)及び支 給の申請をしてい る者については、
	リクライニ ング式前方 大車輪型	バックサポートの角度を 変えることができるも の。その他は前方大車輪 型と同じ。	上と同じ。	120,000	クッションを付属 品としないこと。 体幹筋力の低下等
	片手駆動型	原則として折りたたみ式 で片側にハンドリムを二 重に装着して、片側上肢 障害者等が使用できるも の。	上と同じ。	117, 000	により、座位保持 装置の完成用部品 (支持部(骨盤・ 大腿部))をクッ ションとして用い る必要がある場合 には、別表2-2
車椅子	リクライニ ング式片手 駆動型	バックサポートの角度を 変えることができるも の。その他は片手駆動型 と同じ。	上と同じ。	133, 600	に定めるところに よるものを加算す ること。
	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵が でき、片側上肢障害者等 が使用できるもの。	上と同じ。	160, 500	身体の障害の状況 により、その他の 付属品を必要とす る場合は、修理基 準の表に掲げる交 換の額の範囲内で
	手押し型	原則として介助者が押し て駆動するもの。 (折り たたみ式、非折りたたみ 式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。	A 82,700 B 81,000	必要な額を加算すること。 簡易電動型において、コントローラー、操作制御部
	リクライニ ング式手押 し型	バックサポートの角度を 変えることができるも の。その他は手押し型A と同じ。	上と同じ。	114,000	(品)、自動停止 制御部(品)及び 充電器について は、電動車椅子に 準ずることとし、
	ティルト式	座席とバックサポートが	上と同じ。	128, 000	バッテリーについ ては、電動車椅子

手押し型 リクグ・式 マンルト エーィー アナー・エー・ファイン・エー・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン	一定の角度を変えることとにで角度を変えるという。 との角度を変えるの。 との人と できる はま 世界 という かっさい かっさい がったい がったい がったい がったい がったい がったい がったい がった	上と同じ。	153, 000		の修理基準に掲げるバッテリー内蔵含 (マイコン内蔵含 でイコン内蔵含 む。) 必要なを範囲 内でする A C サ を必ら とってする場とすること。
簡易電動型 (手動兼用型)	車椅子に電動駆動装置を簡 制御なもの。 A 切替式 電動を取り付けた簡 を取り付けた前 で を 切替式 電動を切りがまます。 おったのので を でないまする。 を でないまする。 そのに準ずる。	電動装置以外は、車椅子	A 157, 500 B 212, 500		
普 通 型 (4.5Km/h) 普 通 型 (6Km/h)	JIS T 9203-1999 又 は、JIS T 9203 - 2006 による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況によ り、クッション、その他 の付属品を必要とする場 合は、修理基準の表に掲 げるものを付属品とす る。	314,000	6	床ずれのある後性のある後性のある後性のからをはずれるをはれるをはれる。 をはれるでは、準ののでは、では、では、ではないでは、では、ではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

電動	リクライニ ング式普通 型	バックサポートの角度を 変えることができるも の。その他は普通型と同 じ。	普通型と同じ。	343, 500
車 椅 子	電動リクラ イニング式 普通型	電動でバックサポートの 角度を変えることができ るもの。その他は普通型 と同じ	上と同じ。	440,000
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変え ることができるもの。そ の他は普通型と同じ。	上と同じ。	701, 400
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	580, 000
	電動リクラ イニング・ ティルト式 普通型	電気でバックサポートの 角度を変えることがで き、座席とバックサポートが一定の角度を維持し た状態で角度を変えることができるもの。その他 は普通型と同じ。	上と同じ。	982, 000

(電動車椅子用) の支給を受けた者 (ただし、耐用年 数が超えている者 は除く。)及び支 給の申請をしている者 コンを付属品 としないこと。

外部充電器をとせず当該機合はあり、1000円を必要をはる場合は場合は場合は場合は掲げのである場合は掲げのである場合は掲げのである場合は掲げのである。 の額の額を加算をかった。 こと。

							身体の障害の状況 により、その他 の付属品を必要と する場合は、電動 車椅子の修理基準 の表に掲げる交換 の額の範囲内で必 要な額を加算する こと。
歩行車	四 (腰排 き) 四 解 (腰排	<b>量</b> 型	前二輪、後二輪の四輪車 とし、前輪を自在車輪と すること。 上と同じ。		39, 600 39, 600	5	
収 尿 器	男 性	上 用	採尿器と蓄尿袋で構成 し、尿の逆流防止装置を つけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋 を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製の採 尿袋導尿ゴム管付		A 7,700  B 5,700  A 8,500  B 5,900	1	簡易型は採尿袋20 枚を1組とする。
収 旅 奋	人 膀胱	回 導 用 尿 瘻	採尿器と蓄尿袋で構成し 尿の逆流防止装置をつけ るものとする(いずれも 膀胱摘出によるも の。)。		14, 220 10, 170		両面粘着シートを 必要とする場合は 修理基準の表に掲 げる両面粘着シー トの額を加算する こと。
	用	簡易型	低刺激性の粘着剤を使用 した密封型の蓄尿袋で尿 処理用のキャップ付とす る。	皮膚保護剤 袋を身体に密着させるも の	11, 300	_	価格は1か所あた りの皮膚保護剤及 び袋を身体に密着 させるものを含む

		ラテックス製又はプラス チックフィルム製 (膀胱 摘出によるもの)				月額であること。
ストマ用装具		低刺激性の粘着剤を使用 した密封型又は下部開放 型の蓄便袋とする。 ラテックス製又はプラス チックフィルム製	皮膚保護剤袋を身体に密着させるもの	8, 600	_	価格は1か所あた りの皮膚保護剤及 び袋を身体に密着 させるものを含む 月額であること。
	つ え	主体-木材(十分な強度 を有するもの) 外装-ニス塗装	夜光材	2, 200	3	夜光材付とした場合は、410円(全面夜光材付とした場合1,200円)増
		主体-軽金属 外装-塗装なし		3,000		しとすること。
歩行補助	松葉づえ	主体―木材 (十分な強度 を有するもの) 脇当―スポンジ又はウレ タン製の枕 皮革、人工皮革又 は布製のカバー 外装―ニス塗装	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	価格は1本当たり のものであるこ と。 外装に白色または 黄色ラッカーを使 用した場合は 260 円増しとするこ
つえ		A 普通型 B 伸縮型 主体一軽金属 脇当一合成軟質樹脂 握り部分一合成軟質樹脂 外装一塗装なし		A 4,000 B 4,500	4	と。
	カナディア	A 普通型 B 伸縮型 主体—アルミニウム、	夜光材	8,000	4	
	ン・クラッ チ	鋼管 上部4段間隔以上、下部 9段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。 腕支持器 一アルミニウム鋳物 およびステンレス 鋼板				

		握り部分		[		
		一アルミニウム鋳物				
		およびゴム				
		外装一塗装なし				
	ロフストラ	カナディアン・クラッチ	夜光材	8,000	4	
	ンド・クラ	に準ずる。	1,2,2,1,	,		
	ッチ	. , . ,				
	多点杖	つえの下部に三本以上の	夜光材	6,600	4	
		   脚を有するもの。		·		
		主体一軽金属				
		   外装一塗装なし				
	プラットホ		夜光材	24,000	4	
	ーム杖	に準ずる。		·		
かつら				所轄局長が	_	
				必要と認め		
				る額		
浣腸器付		「使用薬剤の薬価(薬価		薬価基準に	_	6ヶ月ごとに一括
排 便 剤		基準)」(平成20年厚生		おいて定め		支給
		労働省告示第60号。以下		る額		
		  「薬価基準」という。)				
		に収載されているグリセ				
		リン浣腸液				
床ずれ防		主材料-羊毛又はウレタ		29,600	_	
止用敷ふ		ン				
とん		既製品				
介助用		移動式		315, 000	5	
リフター		(つり上げ装置、ヘッド				
		シート付)				
フローテ		主材料-高分子人工脂肪		31, 300	3	主材料のみの場合
ーション		   構 造-主材料(一層)				は、1,300円減と
パッド		及びウレタンフ				すること。
(車椅子		オーム(二層)				
・電動車		による三層構造				
椅子用)						
		   主材料ーポリマーゲル		51,600	4	
		(高分子人工脂				
1	I	1 (1.4), 4 / 4 //14	I	ı l		ı

		肪)又は液胞ゲ ル 構 造-主材料をプラス チックフィルム 等で包装した単 層構造				
ギャッチベッド	手 動 式	主 体ースチール及び木 材		123, 200	-	原則として使用者 の頭部及び脚部の 傾斜角度を個別に
	電 動 式	頭部及び脚部の傾斜角度 の調整が電動で行えるもの		245, 200		調整できる機能を有するものであること。
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、 その他の付属品を必要と する場合は、修理基準の 表に掲げるものを付属品 とする。	143, 000	5 7 月 2 4 3 7 月 2 4 3 7 月 2 4 3 7 月 2 4 3 7 月 3	ひ綴文声ンよ発トまび構そじ基ででいるので、ボる声ウれプ成のた準加をいる。をいて、大きのに、大きのでは、はいきのでは、大きのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	簡易なものと同じ。	191, 000	·	簡易な環境制御機と関係を関係では、1つの機器では、1つのものでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1

				に組み込んでいる ものであること。
	高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は簡易なものと同じ。	450,000	高能の器求フ機と自がエアるとのながは作目一に、操きを組のなみでもでアにものとのながない。
	通信機能が付加されたもの	簡易なものと同じ。		通信に表型の微を伝をい達るアにもがとが各が生まれてでウェいをではある。とのでは、くいでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な
生体現象方式	生体信号の検出装置及び 解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ	450,000	生体現象方法と は、生体現象(脳 波や脳の血液量 等)を利用して 「はい・いいえ」

画像処理に 注視点検出ユニット、C		
よる眼球注 視点検出式 入力装置 (スイッ チ)による もの	1, 490, 000	ソフトカスで 構成 で は で で で で で で で で で で で で で で で で で
		準の中から加えて 加算することがで きること。

#### 備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

### 別表3 修理基準

# (1) 義肢 — 殼構造義肢

修理項目	価	格
ア ソケットの交換	2の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格に をもって修理価格とすること。	ソケットの価格を加算した額
イ ソフトインサートの交換	2の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付価格をもって修理価格とすること。	随する価格又は単独の場合の
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。	
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をも	って修理価格とすること。
オー外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。	
カ 完成用部品の交換	3  o(1)のカに掲げる基本価格に、 $2  o(1)$ のオに掲げ 理価格とすること。	る額を加算した額をもって修
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,000円をも	っって修理価格とすること。

### (注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。 と。

# ア ソケットの交換 (ア) 基本価格及び複製価格

Þ		€hr	松荆豆八	型式	価	格円	備考
名		称	採型区分	型式	基本価格	複製価格	加
義	手	用	A – 1	装 飾 用	38, 200	23, 900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとす
				作 業 用	38, 200	23, 900	ること。
				能 動 式	49,000	32, 500	
			A - 2	装 飾 用	40,600	27, 100	吸着式は、25,800円増しとすること。
				作業用	40,600	27, 100	
				能 動 式	46, 800	30, 400	
				筋電電動式	74, 600	45, 300	
			A – 3	装 飾 用	38, 400	24, 700	吸着式は、25,800円増しとすること。
				作業用	38, 400	24, 700	
				能動式	43, 300	28, 000	
				筋電電動式	74, 700	45, 300	
			A – 4	装飾用	39, 500	22, 000	
				作業用	39, 500	22, 000	
				能動式	41,000	24, 200	スプリット式は、19,400円増しとすること。
				筋電電動式	73, 700	45, 300	
義	足	用	B-1	受 皿 式	88, 500	60, 300	 片側骨盤切断用は、17,600円増しとする
				カナディアン式	88, 500	60, 300	こと。
			B - 2	差 込 式	56, 300	42, 000	短断端切断用キップシャフトは、49,800
				ライナー式	99, 000	66, 900	円増しとすること。
				吸 着 式	141, 900	68, 000	IRCソケットは、54,100円増しとする
							こと。
			B - 3	差 込 式	56, 300	40, 900	
				ライナー式	75, 600	60, 400	
				吸 着 式	118, 500	61, 600	
			B - 4	差 込 式	43, 400	37, 100	大腿支柱付きは、23,800円増しとするこ
				РТВ式	65, 500	40, 400	と。
				PTS式	80, 500	49, 000	
				KBM式	83, 100	49, 000	
(注	主)						

2

- 1 顆上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顆上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

#### (イ) ソケットの価格

名称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備	考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10, 800 8, 800 19, 700 5, 000		
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂(筋電電動式)	9, 550 11, 600 13, 500 6, 550 20, 900		
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂(筋電電動式)	9, 550 12, 600 13, 500 4, 650 20, 900		
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂 熱硬化性樹脂(筋電電動式)	8, 400 11, 500 13, 200 4, 550 20, 800		
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21, 300 34, 800 14, 600		
	B-2	<ul><li>木 製</li><li>アルミニウム、セルロイド</li><li>皮 革</li><li>熱硬化性樹脂</li><li>熱可塑性樹脂</li></ul>	47, 400 14, 200 18, 600 27, 000 15, 800	すること。 二重式ソケットは、内 価格を加算することがで	ソケットの使用材料の  きること。  シストッキネットを用
	B-3	アルミニウム、セルロイド	14, 500	エアクッションソケッ	トは、15,000円増しと

	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	24, 000 40, 000 18, 100	
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 400 16, 900 24, 500 12, 800	すること。

# イ ソフトインサートの交換

			価	格円		
名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット 交換に付随 する場合	単独の場合	備	考
義 手 用	A-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 300 4, 400 7, 450	11, 400 15, 200 18, 700		
	A-2	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 850 4, 300 7, 150	10, 200 14, 600 16, 200		
	A-3	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 850 4, 300 7, 150	10, 200 14, 400 16, 100		
	A-4	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 700 4, 300 6, 900	9, 400 13, 500 15, 400		
	A – 5	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	3, 700 4, 300 6, 900	9, 800 14, 500 16, 700		
義 足 用	B-1	皮 革 軟 性 発 泡 樹 脂 皮革・軟性発泡樹脂	6, 400 4, 900 9, 700	13, 600 19, 800 23, 100		
	B-2	皮	4, 950 4, 550 6, 450 8, 950 40, 400	12, 400 19, 900 22, 800 15, 500 40, 400		
	B-3	皮 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮 車・フェルト シ リ コ ー ン	5, 550 4, 700 8, 900 9, 800 43, 500	11, 100 19, 200 23, 000 16, 300 43, 500		
	B-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4, 100 4, 350 6, 650	10, 300 15, 300 16, 700		

	皮革・フェルトシ リコーン	7, 700 34, 700	14, 200 34, 700
B-5	皮 革	4, 300	9, 350
	軟 性 発 泡 樹 脂	7, 000	15, 600
	皮革・軟性発泡樹脂	7, 600	16, 800
B-6	皮 革	2, 750	7, 900
	軟 性 発 泡 樹 脂	3, 150	13, 900
	皮革·軟性発泡樹脂	5, 500	15, 400
B-7	皮革軟 性 発 泡 樹 脂皮革・軟性発泡樹脂	2, 100 2, 450 4, 250	6, 600 12, 500 14, 100

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

# ウ 支持部の交換

全部を使
幹部を使
幹部を使
幹部を使
る場合に
株脚を使

下腿音	TF	27, 600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に
			限ること。

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

#### エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換 部 品	基本価格円	備	考
義	一式交換	4, 350		
手	美錠締革交換	1,700		
用	美錠留革交換	1,750		
^	たわみ継手交換	1,600		
1	前方支持バンド交換	1,600		
ネ	上腕カフ(三頭筋パッド)	3, 100		
ス				
<del></del>	_b + 1/7	4 050		
義	一式交換	4, 350		
足	肩吊带交換	4, 200		
懸	義足用股吊帯交換	1,800	価格は、1本当たりのものであること。	
垂	位置革交換	2, 950		
用	腰バンド交換	3, 350		
部	横吊带交換	3, 550		
品	美錠締革交換	2, 400		
	美錠留革交換	2, 150		
	金具部品交換	2, 800	価格は、1か所当たりのものであること	0

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに2の(1)のエの(x)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、2の(1)のエの(x)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

#### オ 外装の交換

名		称	外	装部	位	使用材料等	価格円	備考
義	手	用	肩		部	皮革	ら, 600	
						プラスチック	18, 600	
						塗 装	3, 900	
			上	腕	部	皮革	7, 100	
						プラスチック	18, 600	
						塗 装	3, 900	
			前	腕	部	皮革	7, 100	
						プラスチック	15, 000	
						<b>塗</b> 装	3, 900	
義	足	用	股		部	皮革	9, 750	
						プラスチック	17, 900	
						塗 装	4, 400	
			大		部	皮革	7, 900	
						プラスチック	17, 900	
						塗 装	4, 400	
			下	腿	部	皮革	8, 600	
						プラスチック	16, 000	
						塗 装	4, 400	
			足		部	表革	6, 650	
						裏   革	5, 450	
						塗 装	5, 500	
						リアルソックス	2, 150	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる
								こと。

#### カ 完成用部品の交換

### (ア) アライメント調整を必要とするもの

名		称	交 換 部 品	基本価格円	備    考
義	手	用	肩継手部品 肘継手部品 手継手部品	15, 600 9, 350 3, 550	
義	足	用	股継手部品 膝継手部品 足継手部品 前留金具部品	18, 200 15, 800 3, 550 9, 050	
溶	-	接		9, 250	価格は、1か所当たりのものであること。

### (注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

#### (イ) アライメント調整を必要としないもの

名		称	交 換 部 品	基本価格円	備
義	手	用	肩義手部品	4, 350	
			肘ブロック継手部品	5, 800	
			肘筋金部品	3, 300	
			手継手部品	3, 150	
			手先具部品	2,650	
			コントロールケーブル部品	2, 800	
義	足	用	股継手部品	4, 500	
			膝ブロック部品	6,000	
			膝筋金部品	2,650	
			足部部品	2,850	
			作業用スプリング	1, 750	
			作業用足部裏ゴム	2, 500	
			吸着式バルブ	5, 550	
			前留金具部品	3, 900	
溶		接		1, 850	価格は、1か所当たりのものであること。

### (注)

- 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

#### (2) 義肢骨格構造義肢

修 理 項 目	価	格
ア ソケットの交換	2の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複をもって修理価格とすること。	製価格にソケットの価格を加算した額
イ ソフトインサートの交換	2の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換 価格をもって修理価格とすること。	により付随する価格又は単独の場合の
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とする	こと。
エ 義手用ハーネス及び義足 懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の	価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、2の(2)の才に掲げる ること。	額を加算した額をもって修理価格とす
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに2の(2)のオに掲げる額に、2 とすること。ただし、ストッキネット、吸着バル 端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミ ット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、 価格とすること。	ブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断 ネーションポスト、エアコンタクトキ
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,	000円をもって修理価格とすること。

### (注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
- 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

#### ア ソケットの交換

#### (ア) 基本価格及び複製価格

h 14	松田巨八	Til _b	価	格円	/Hz +7
名 称	採型区分	型式	基本価格	複製価格	横
義手用	A-1	装 飾 用	38, 200	23, 900	肩甲胸郭間切断用は、13,000円増しとする
					こと。
	A - 2	装 飾 用	40, 600	27, 100	吸着式は、25,800円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	39, 500	22, 000	顆上支持式は、12,900円増しとすること。
					スプリット式は、19,400円増しとするこ
					と。
義 足 用	B-1	カナディア	88, 500	60, 300	片側骨盤切断用は、17,600円増しとするこ
		ン式			と。
	B-2	差込式	56, 300	42, 000	短断端切断用キップシャフトは、49,800円
		ライナー式	99, 000	66, 900	増しとすること。
		吸着式	141, 900	68, 000	IRCソケットは、54,100円増しとするこ
					と。
	B - 3	差込式	56, 300	40, 900	
		ライナー式	75, 600	60, 400	
		吸着式	118, 500	61,600	
	B-4	差込式	43, 400	37, 100	大腿支柱付きは、23,800円増しとするこ
		PTB式	65, 500	40, 400	と。
		PTS式	80, 500	49, 000	
		KBM式	83, 100	49, 000	
	B - 5	差 込 式	45, 700	38, 800	
		有 窓 式	67, 400	42, 100	

- 1 顆上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、44,100円加算できること。
- 3 IRCソケットを除く吸着式、顆上支持式、スプリット式のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、7,500円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

# (イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備	考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10, 800 8, 800 19, 700 5, 000		
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9, 550 11, 600 13, 500 6, 550		
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8, 400 11, 500 13, 200 4, 550		
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21, 300 34, 800 14, 600		
	B-2	<ul><li>木 製</li><li>アルミニウム、セルロイド</li><li>皮 革</li><li>熱硬化性樹脂</li><li>熱可塑性樹脂</li></ul>	47, 400 14, 200 18, 600 27, 000 15, 800	すること。 二重式ソケットは、I 価格を加算することが 主たる積層材にカー:	ットは、15,000円増しと 内ソケットの使用材料の できること。 ボンストッキネットを用 は、16,200円増しとする
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14, 500 24, 000 40, 000 18, 100	すること。 二重式ソケットは、I 価格を加算することが 主たる積層材にカー:	ットは、15,000円増しと 内ソケットの使用材料の できること。 ボンストッキネットを用 は、16,000円増しとする
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 400 16, 900 24, 500 12, 800	すること。 二重式ソケットは、I 価格を加算することが 主たる積層材にカー:	ットは、13,600円増しと 内ソケットの使用材料の できること。 ボンストッキネットを用 は、 6,300円増しとする
	B – 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11, 800 17, 200 23, 300 10, 100	すること。 主たる積層材にカー:	ットは、12,500円増しと ボンストッキネットを用 は、 8,800円増しとする

## イ ソフトインサートの交換

			価	格円		
名 称	採型区分	使 用 材 料	ソケット 交換に付随 する場合	単独の場合	備	考
義手用	A - 1	皮    革	4, 300	11, 400		
		軟性発泡樹脂	4, 400	15, 200		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 450	18, 700		
	A-2	皮革	3, 850	10, 200		
		軟性発泡樹脂	4, 300	14, 600		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 150	16, 200		
	A – 3	皮革	3, 700	9, 350		
		軟性発泡樹脂	4, 300	13, 500		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 900	15, 400		
義足用	B – 1	皮    革	6, 400	13, 600		
		軟性発泡樹脂	4, 900	19, 800		
		皮革・軟性発泡樹脂	9, 700	23, 100		
	B - 2	皮    革	4, 950	12, 400		
		軟性発泡樹脂	4, 550	19, 900		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 450	22, 800		
		皮革・フェルト	8, 950	15, 500		
		シリコーン	40, 400	40, 400		
	B - 3	皮    革	5, 550	11, 100		
		軟性発泡樹脂	4, 700	19, 200		
		皮革・軟性発泡樹脂	8, 900	23, 000		
		皮革・フェルト	9,800	16, 300		
		シリコーン	43, 500	43, 500		
	B - 4	皮    革	4, 100	10, 300		
		軟 性 発 泡 樹 脂	4, 350	15, 300		
		皮革・軟性発泡樹脂	6, 650	16, 700		
		皮革・フェルト	7, 700	14, 200		
		シリコーン	34, 700	34, 700		
	B - 5	皮    革	4, 300	9, 350		
		軟性発泡樹脂	7,000	15, 600		
		皮革・軟性発泡樹脂	7, 600	16, 800		
(沪)						

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

## ウ 支持部の交換

名	亦	備	考
肩 義 手 用	13, 400		
上腕義手用	10, 700		
前腕義手用	10, 500		
股 義 足 用	16, 000		
大腿義足用	16, 000		
下腿義足用	10, 500		

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

#### エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換 部品	基本価格円	備
義	一式交換	4, 350	
義手用	美錠締革交換	1,700	
1	美錠留革交換	1,750	
ネス	上腕カフ(三頭筋パッド)	3, 100	
義	一式交換	4, 350	
足	肩吊带交換	4, 200	
懸	義足用股吊帯交換	1,800	価格は、1本当たりのものであること。
垂	位置革交換	2, 950	
用	腰バンド交換	3, 350	
部	横吊帯交換	3, 550	
品	美錠締革交換	2, 400	
	美錠留革交換	2, 150	
	金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

## (注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに2の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、2の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

## オ 外装の交換

名	称	価格 円	備	考
肩 義 手 用		10,600		
上腕義手用		8, 400		
前腕義手用		7, 500		
股 義 足 用		26, 600		
大腿義足用		21, 300		
膝 義 足 用		19, 100		
下 腿 義 足 用		16, 800		

## (注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、  $2\,\sigma(2)$ のオの完成用部品の価格を1,050円増しとすること。

## (3) 装 具

	修	理	項目	価	格 円	備	考	
ア	継手及	及び支持部の	り交換	修理項目ごとに 掲げる価格に、1, た額をもって修理 と。	150円を加算し			
イ	完成月	用部品の交換	英	修理項目ごとに 掲げる価格をもっ ること。				
ウ	マジ	ックバンド0	の交換	修理箇所ごとに は 800円、50mm 00円とすること。 の場合には、当該 額を修理価格とす	幅のものは 1,1 ただし、裏付き 価格を2倍した			
工	溶接			修理箇所ごとに 調整を必要とする 円、必要としない とすること。	ろものは 8,750			
才	その個	也の交換・値	多理					
	(ア) 修	下肢装具	足底革交換又は 足底ゴム交換		5, 200			
	理部	靴型装具	靴型装具	本底交換		7, 400	踵部品の価格を含むもの	つであること。
	位		足底挿板交換		6, 700	踏まず支え等の機能を できる構造のものに限る		
			半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換		3, 100 1, 500 1, 150 1, 850 2, 750			
	細革交換		細革交換		650	革底の場合は、1,250円	増しとすること。	
		体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換		2, 750 1, 200			
	(イ) (ア)以外の部位			修理項目ごとに 掲げる価格とする				

- 1 採型又は採寸を必要とする修理については、2の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、2の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。

## (4) 座位保持装置

	修	理	項	目		伳	i				格	P
ア	支持部の交換				2の(4 もって修			)に掲げる佃	5格に、1,	150円	を加算	した額を
イ	支持部の調整				寸	法	調	整	形	状	調	整
		頭	部					2, 450				3, 350
		上腕	部					1, 450				2, 250
		前腕・	<ul><li>手部</li></ul>									
		体 幹	部					2, 850				7, 750
		骨盤・	·大腿部									
		下 腿	部					1, 450				2, 250
		足	部									
ウ	支持部の連結、	連結角	度調整用	部品の交換				の(4)のエの て修理価格と			断格に、	1, 150円
工	構造フレームの	の交換			額をもっ車椅子	て修理 として	価格と の機能	)に掲げる基 こすること。 Eを付加した 子の修理基準	場合は、	当該機		
オ	付属品の交換					修理項目ごとに2の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理 価格とすること。						
カ	カ 調節機構の交換				修理項目ごとに2の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理 価格とすること。							
キ	キ マジックバンドの交換				25mm幅のものは 800円、50mm幅のものは 1,100円とし、裏付き を必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。							
ク 完成用部品の交換				修理項目ごとに2の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格と すること。								

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、2の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。

# (5) その他

種目	型式	修理部	価格 円	備考
盲人安		マグネット付き石突交換	760	
全つえ				
		枠交換	8,000	枠はセルロイド製を原則とす
眼				ること。矯正用レンズに乱視
		矯正用レンズ(6 D未満)交換	5, 100	矯正を含む場合は、片眼又は
		矯正用レンズ(6 D以上1 0 D未満)交換	6, 450	両眼にかかわらず、4,200円
鏡		矯正用レンズ(10D以上)交換	8, 400	増しとすること。
		耳あな型シェル交換(レディメイド)	6, 300	
		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26, 400	
		耳あな型スイッチ交換 「耳あな型スイッチ交換	3, 150	
		耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	8, 400	
		耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12, 700	
		耳あな型極板交換	1, 050	
		耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8, 400	
		耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	11,600	
		耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13, 500	
		耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15, 950	
		耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14, 200	
		耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	20, 000	
		耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2, 100	
		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8, 900	
		耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2, 100	
		耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8, 900	
		耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	1,550	
		耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6, 300	
		耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	9, 500	

	耳あな型サスペンション交換	890
	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	31, 700
	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	42, 200
	耳かけ型ケース組立交換	2, 500
	耳かけ型スイッチ交換	3, 000
	耳かけ型テレホンコイル交換	2, 550
補	耳かけ型極板交換	980
	耳かけ型ボリューム交換	4, 300
	耳かけ型マイクロホン交換	8, 920
	耳かけ型レシーバー交換	8, 900
	耳かけ型トリマー交換	1, 900
	耳かけ型フック交換	410
	耳かけ型電池ホルダー交換	1,000
	耳かけ型耳栓組立交換	400
聴	耳かけ型サスペンション交換	640
	耳かけ型アンプ組立交換	20, 200
	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 150
	重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 350
	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 300
	重度難聴用イヤホン交換	4, 700
	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 000
	重度難聴用コード交換	1, 200
器	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	36, 700
	眼鏡型ケース組立交換	9, 400
	眼鏡型スイッチ交換	3, 450
	眼鏡型テレホンコイル交換	3, 300
	眼鏡型極板交換	1, 400
	眼鏡型ボリューム交換	3, 900
	眼鏡型マイクロホン交換	13, 900
	眼鏡型骨導子交換	16, 400
	眼鏡型アンプ組立交換	23, 100
	眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	35, 200
	眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	54, 700
	眼鏡型ブランク(空つる)交換	4, 350

眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3, 100	
眼鏡型フロント(前枠)交換	9, 500	
眼鏡型平面レンズ交換	3, 600	
ポケット型ケース組立交換	5, 400	
ポケット型クリップ交換	1, 200	
ポケット型スイッチ交換	3, 500	
ポケット型テレホンコイル交換	1, 350	
ポケット型極板交換	1, 350	
ポケット型ボリューム交換	3, 050	
ポケット型マイクロホン交換	5, 400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10, 500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	640	
FM型受信機交換	80, 000	
FM型操作用基板交換	6, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク交換(充電池を含む。)	98, 000	
FM型トリマー基板交換	6, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型アンプ組立交換(受信用)	48, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信回路組立交換	46, 000	
FM型アンテナ交換	5, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型水晶振動子交換	6, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14, 000	旧周波数帯用のもの。
FM型受信機ケース(端子)交換	5, 000	
FM型受信機スイッチ交換	4,000	
FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64, 000	
FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5, 000	
FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3, 500	
FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	
IC回路交換	4, 550	

	イヤホン交換	3, 170	
	コード交換	680	
	トランジスター又はダイオード交換	2, 050	
	抵抗交換	2, 050	
	コンデンサ交換	2, 050	
	トランス交換	1, 900	
	オーディオシュー交換	5,000	
	気管カニューレ交換	3, 150	
人	<b>充電器交換</b>	1,600	
	振動板交換	9, 000	
エ	スナップリード線交換	50	
	プリント板交換	14, 600	
喉	スイッチ交換	1, 100	
	電気接点交換	4, 500	
頭	振動スプリング交換	1, 650	
	押ボタンスプリング交換	1, 650	
	クッション交換	3, 400	
	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の	10,000	
	多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換		
	クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)	17,000	
	交換		
	クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整する	30, 000	
	もの)交換		
	フローテーションパッド交換	31, 300	主材料のみの場合は、
	主材料一高分子人工脂肪		1,300円減とすること。
	構造一主材料(一層)及びウレタンフォ		
	ーム (二層) による三層構造		
	フローテーションパッド交換	51,600	主材料のみの場合は、
	主材料ーポリマーゲル(高分子人工脂肪)		1,300円減とすること。
	又は液胞ゲル		
	構 造-主材料をプラスチックフィルム等		
	で包装した単層構造		
	クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	45, 000	

	背クッション交換	10,000	
	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	20, 790	
	クッションカバー (防水加工を施したもの) 交換	7, 460	
	クッション滑り止め部品交換	1,580	
	バックサポート交換	7, 500	
	延長バックサポート交換	8, 750	枕は含めないこと。
	枕(オーダー)交換	10, 330	レディメイドは50%とする
			こと。
	バックサポートパイプ交換	2, 550	
車	バックサポートパイプ取付部品交換	3, 700	
	張り調整式バックサポート交換	15, 080	
	背折れ機構部品交換	5, 840	
	アームサポート(肘当て部分)交換	3, 900	
	アームサポート(フレーム)交換	4,600	
	角度調整式アームサポート交換	7, 050	
椅	跳ね上げ式アームサポート交換	4, 680	
	脱着式アームサポート交換	4, 680	
	アームサポート拡幅部品交換	3, 610	
	アームサポート延長部品交換	3, 610	
	レッグサポート交換	1,800	
子	脱着式レッグサポート交換	5, 780	
	挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	6, 390	
	開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	9, 290	
	開閉・脱着式レッグサポート交換	6, 790	
	フットサポート交換	3, 000	前後調整の構造を有する場合 は4,160円増し、角度調整、 左右調整の各構造を有する場 合は、各1,500円増しとする こと。
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27, 080	枕は含めること。
	座布交換	7, 300	
	座板交換	6, 800	
	座席昇降ハンドルユニット交換 座席昇降チェーン交換	15, 800 8, 400	
	座席昇降メカユニット交換	22, 100	
	フレーム(サイドベース)交換	10, 700	
	フレーム(サイド拡張)交換	8, 500	

フレーム(サイド拡張)取付部品交換	3, 200	
フレーム(折りたたみ)交換	15, 600	
ブレーキ交換	9, 100	
キャリハーブレーキ交換	8, 000	
フットブレーキ(介助者用)交換	6, 000	
延長用ブレーキアーム交換	1, 450	
リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	670	
ハンドリム交換	4, 350	
滑り止めハンドリム交換	7, 000	
ノブ付きハンドリム交換	4, 470	購入後に後付けする場合は、 4,350円増しとすること。
キャスター(大)交換	8, 000	
キャスター(小)交換	5, 800	
屋外用キャスター(エアー式等)交換	7, 500	
リーム交換	5, 500	
大車輪脱着ハブ交換	5, 000	
サイドガード交換	6, 820	
タイヤ交換	4, 270	
ノーパンクタイヤ交換	3, 690	購入後に後付けする場合は、 1,740円増しとすること。
チューブ交換	2, 450	
シートベルト交換	3, 500	
テーブル交換	10, 900	
スポークカバー交換	4, 100	
塗装	17, 900	1回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6, 100	
キャスター取付部品交換	7, 000	
ハブ用スプリング交換	16, 000	
ステッキホルダー(杖たて)交換	3, 000	
泥よけ交換	5, 000	
転倒防止用装置交換	3, 750	
転倒防止用装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	7, 740	
1		

	酸素ボンベ固定装置交換	13, 000	
	1 工成1111 四枝 # 4 5 5 46	25,000	
	人工呼吸器搭載台交換 栄養パック取付用ガートル架交換	25, 000 9, 000	
	「未養ハック取り用ルードル来交換」 「点滴ポール交換」 シリンダー用レバー交換	9, 000 9, 000 2, 500	
		2, 500	
	メカロック交換	10, 000	
	ティルト用ガスダンパー交換	15, 000	
	ワイヤー交換 ガスダンパー交換	1, 200 15, 000	
	幅止め交換	3, 750	購入後に後付けする場合は、
	高さ調整式手押しハンドル交換		750円増しとすること。
		7, 840	
	車載時固定用フック交換	3, 000	
	日よけ(雨よけ)部品交換	8, 000	
	6 輪構造部品交換	34, 720	
	痰吸引器搭載台交換	25, 000	
	簡易電動型電動装置交換	157, 500	アシスト式は、55,000円増し とすること。ACサーボモー ター式を必要とする場合は2 0,000円増しとすること。
	簡易電動型ホイール交換	27, 700	アシスト式は、6,000円増し
	簡易電動型ホイール部品交換	3, 930	とすること。
	簡易電動型右側駆動装置交換	114, 850	アシスト式は、21,900円増し とすること。ACサーボモー ター式を必要とする場合は1 0,000円増しとすること。
	簡易電動型左側駆動装置交換	84, 850	アシスト式は、39,900円増し とすること。ACサーボモー ター式を必要とする場合は1 0,000円増しとすること。
	簡易電動型駆動装置部品交換	23, 400	
	簡易電動型電動又は電磁式ブレーキ交換	12, 500	
	簡易電動型外部充電器交換	25, 000	
	コントローラー交換	84, 300	
	コントローラー部品交換	9, 500	
	電動リフトコントローラー交換	40, 600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10, 200	
	電動ティルトコントローラー交換	94, 500	
ı I	I	I	ı l

電動ティルトコントローラー部品交換	10, 200
操作制御部交換	24, 300
操作制御部部品交換	5, 800
電動リフト操作制御部交換	30, 500
電動リフト操作制御部部品交換	5, 100
電動ティルト制御部交換	30, 500
電動ティルト制御部部品交換	5, 100
電動リフト自動停止制御部交換	15, 200
電動リフト自動停止制御部部品交換	5, 100
電動ティルト自動停止部品交換	15, 200
電動ティルト自動停止制御部部品交換	5, 100
ハーネス及びリレー交換	9, 000
ハーネス及びリレー部品交換	3, 400
電動リフトハーネス交換	15, 200
電動ティルトハーネス交換	15, 200
モーター交換	28, 500
モーター部品交換	7, 200
電動リクライニングモーター交換	17, 000
電動リフトモーター交換	60, 900
電動リフトモーター部品交換	8, 100
電動ティルトモーター交換	17, 000
電動ティルトモーター部品交換	8, 100
ギヤーボックス交換	45, 100
ギヤーボックス部品交換	9, 700
電動リクライニング装置交換	53, 300
電動リクライニング装置部品交換	22, 200
電動ティルト装置交換	53, 300
電動ティルト装置部品交換	22, 200
電動又は電磁式ブレーキ交換	17, 400
手動ブレーキ交換	12, 200
手動ブレーキ部品交換	7, 200
クラッチ交換	8, 600
フレーム交換	38, 300
フレーム部品交換	8, 900

	シートフレーム交換	15, 100	
	シートフレーム部品交換	6, 400	
	電動リフトシートフレーム交換	81, 200	
	電動リフトメインフレーム交換	101, 500	
	電動ティルトシートフレーム交換	81, 200	
	バックサポートパイプ交換	8, 800	
	延長バックサポート交換	9, 300	枕は含めないこと。
電	枕(オーダー)交換	10, 330	レディメイドは50%とする こと。
	張り調整式バックサポート交換	15, 080	
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16, 950	枕は含めること。
動	跳ね上げ式アームサポート交換	4, 680	
	アームサポート拡幅部品交換	3, 610	
	アームサポート延長部品交換	3, 610	
	アームサポートパイプ交換	4, 150	
車	アームサポートクッション交換	3, 450	
	サイドガード交換	5, 000	
	バックサポート交換	6, 900	
	シート交換	7, 500	
椅	フットサポート交換	11, 500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、 各1,500円増しとすること。
	フットサポート部品交換	5, 200	
	開閉・脱着式レッグサポート交換	6, 790	
子	キャスター交換	9, 600	
	キャスター部品交換	3, 900	
	フロントホイール交換	4, 300	
	リヤーホイール交換	5, 200	
	タイヤ交換 ノーパンクタイヤ (前輪) 交換	8, 100 5, 000	購入後に後付けする場合は、
		3,000	12,400円増しとすること。
	ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5, 000	購入後に後付けする場合は、 13,300円増しとすること。
	リヤシャフト交換	6, 700	
	電動リフトシャフト交換	50, 800	
	電動ティルトシャフト交換	58, 000	
	電動リフトチェーン交換	50, 800	
	電動リフトチェーンアジャスター交換	25, 400	
	バッテリー交換	25, 800	密閉型は、3,000円増しとす

		ること。
バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換	31,000	
バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換	54, 000	
バッテリー部品交換	2, 300	
内蔵充電器交換	47, 600	
外部充電器交換	20,000	
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2, 700	
ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	
転倒防止用装置交換	3, 750	
転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	7, 740	
クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18,000	
フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)交換	11, 200	
酸素ボンベ固定装置交換	13, 000	
人工呼吸器搭載台交換	25, 000	
栄養パック取付用ガートル架交換	9,000	
点滴ポール交換	9,000	
電動スイングチンコントロール一式交換	213, 000	
(以下パーツ)		
パワースイングチンアーム交換	68, 250	
チン操作ボックス交換	15, 250	
セレクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール一式交換	35, 000	
(以下パーツ)		
手動スイングチンアーム交換	19, 750	
チン操作ボックス交換	15, 250	
手動スイングアーム交換	10,000	
多様入力コントローラ (非常停止スイッチボックス) 交 換	20, 000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ (4方向スイッチボックス)交換	30,000	
多様入力コントローラ (4方向スイッチボード) 交換	30, 000	
多様入力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50, 000	

		多様入力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000	
		多様入力コントローラ(小型ジョイスティックボック ス)交換	40,000	
		多様入力コントローラ(フォースセンサ)交換	88,000	
		多様入力コントローラ(足用ボックス)交換	40,000	
		簡易1入力一式交換	90,000	
		延長式スイッチ交換	1,000	
		レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こけしノブ) 交 換	3, 350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。
		レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	3, 860	購入後に後付けする場合は、 2,980円増しとすること。
		感度調整式ジョインスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、 5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7, 500	購入後に変更する場合は、50
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	0円増しとすること。
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ(雨よけ)部品交換	6,000	
		リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクタ(反射器ー夜光反射板)交換	670	
		シートベルト交換	3, 500	
		テーブル交換	10, 900	
		手動リクライニング装置交換	35, 000	
		痰吸引器搭載台交換	25, 000	
		キャスター(大)交換	7, 400	
歩		キャスター(小)交換	3, 700	
		腰掛交換	4,850	
行		肘当交換	7, 200	
-4-		ブレーキ交換	14, 200	
車		グリップ交換	1,850	
		塗装	8, 500	1回当たりとすること。総塗 り替えの場合に限ること。
ıltə	普	サポータ交換	4,000	
収	通	ゴムバンド付収尿瓶交換	3, 900	
米器	囲	ゴム管及びつなぎ管付収尿ゴム袋交換	1,950	
奋	型	両面粘着シート	2, 100	1 箱30枚入
歩		脇当交換	1, 450	

行補助つえ	凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,000
介助用リフター	<ul> <li>a. 昇降機構(手動・油圧)</li> <li>シリンダー交換</li> <li>シリンダー修理</li> <li>b. キャスター交換</li> <li>キャスター交換(1ヶ)</li> <li>ストッパー付きキャスター交換</li> <li>c. ハンガーなど</li> <li>ハンガー交換</li> <li>S環交換</li> <li>チェーン交換(80cm単位)</li> <li>d. シート</li> <li>キャンバスシート交換</li> <li>メッシュシート交換</li> <li>e. ベルト</li> </ul>	85, 000 19, 000 11, 000 13, 000 34, 000 900 320 29, 000 37, 500
フロー テーションパッド(車椅 子・電動車椅子用)	スクリングベルト交換 (1本) プラスチックフィルムカバー交換	16, 000 3, 420
重度障害者用意	本体修理 固定台 (アーム式又はテーブル置き式) 交換 固定台 (自立スタンド式) 交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置 (スイッチ) 交換	50, 000 30, 000 50, 820 30, 000 20, 000 33, 600 10, 000

思伝	帯電式入力装置(スイッチ)交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能 なタッチセンサーコントロー ラーであること。別途必要な タッチ式入力装置は10,000 円、ピンタッチ式先端部は6,
達	筋電式入力装置(スイッチ)交換	80,000	300円増しとすること。
装置	光電式入力装置(スイッチ)交換	50, 000	
直.	呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換	35, 000	
	圧電素子式入力装置(スイッチ)交換	38, 000	
	空気圧式入力装置(スイッチ)交換)	38, 000	感度調整可能なセンサーを使   用するものに限る。
	遠隔制御装置交換	21,000	711 9 20 00 10 10 20 00
	注視点検出ユニット交換	1, 150, 000	
	CCDカメラ交換	100, 000	
	赤外線照射セット交換	50, 000	
	CCDカメラ用リモコン雲台交換	39, 800	

- 1 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。
- 2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。
- 3 重度障害者用意思伝達装置に対して行われた修理が、製造メーカー等による保証期間内である場合には、修理 の対象とならないこと。